

阿南市総合計画 2021 ▶ 2028
実施計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年4月

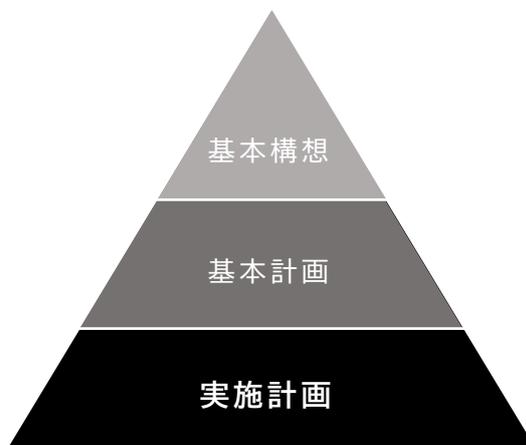
阿南市

実施計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

阿南市総合計画 2021▶2028は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成されています。

実施計画は、基本計画で掲げた目標を達成するための手段として、具体的な事業を示すものです。

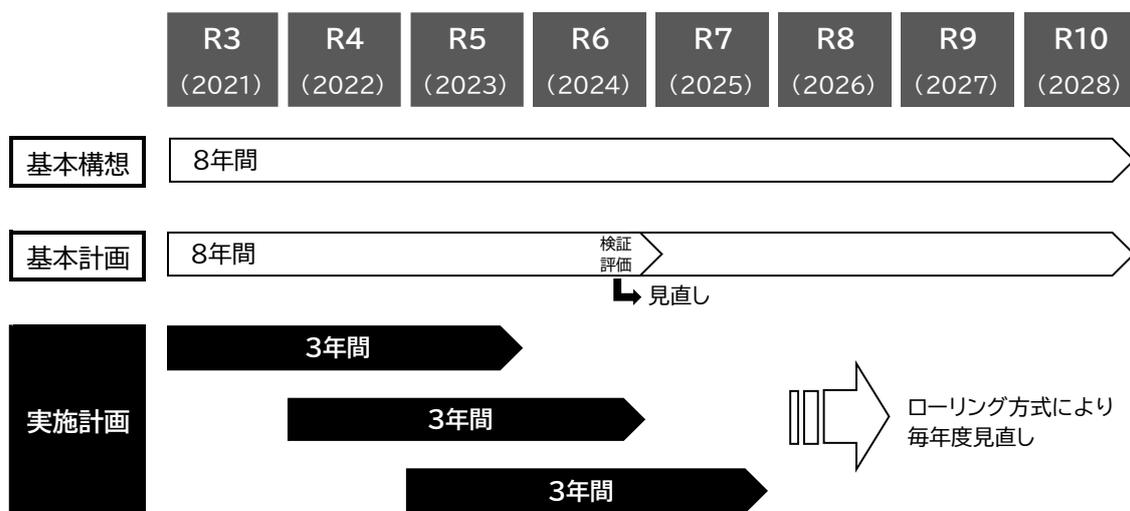


計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

基本計画開始年度に計画を策定し、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

《イメージ図》



目次

- 基本政策Ⅰ みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり(健康・福祉)…………… 1
- 基本政策Ⅱ 安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり(安全・安心)…………… 14
- 基本政策Ⅲ 豊かな心と生きる力を育むまちづくり(教育・文化)…………… 25
- 基本政策Ⅳ 地域資源を生かした新たなにぎわいと活力を創出するまちづくり(産業・交流)…………… 32
- 基本政策Ⅴ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり(都市基盤・都市環境)…………… 41
- 基本政策Ⅵ 市民と共に創る持続可能なまちづくり(都市運営)…………… 54

実施計画の見方

基本構想・基本計画 掲載事項

基本政策 基本構想において本市が目指す都市像の実現に向けて掲げる、まちづくりの行動指針を示しています。

基本政策Ⅰ みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり(健康・福祉)

1 健康づくり・地域医療

まちづくり分野 基本政策に基づくまちづくり分野を示しています。

基本目標 目指すまちの姿の実現に向けて明確化した目標を示しています。

<p>基本目標 1 体と心の健康づくりの推進</p> <p><主要な施策> (1)健康づくりの周知・啓発 (2)母子保健の充実 (3)歯科保健の推進 (4)精神保健の推進 (5)感染症対策の推進</p>	<p>基本目標 2 健康の保持・増進と健康寿命の延伸</p> <p><主要な施策> (1)成人・高齢者保健の充実 (2)健康保持・増進と疾病の重症化予防 (3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (4)高齢者のための一般介護予防事業の充実 (5)在宅医療・介護連携の推進 (6)地域医療・救急医療体制の充実 (7)医師確保のための阿南地域医療教育センター事業の支援</p>
---	---

主要な施策
 目標を達成するための主要な施策を示しています。

実施計画 掲載事業

事業名	主管課	事業内容
年度別事業概要【下段】		
① 健康づくり対策事業	② 保健センター	④ 市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を行い、健康づくりに関する知識の普及啓発をする。
1-(1) ③		
【令和3年度】⑤ 市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を各種事業サービスにより実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。		【令和4年度】⑤ 市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を各種事業サービスにより実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。
母子保健事業		① 事業名 基本計画で掲げた目標を達成するための手段として、具体的な事業を示しています。 ※2以上の分野に該当する事業については、主たる掲載分野以外に掲載する際に「再掲」「再々掲」と表記しています。 ② 主管課 事業を主に所管する担当課を記載しています。 ③ 関連主要施策番号 事業に関連する基本計画における「主要な施策」の番号を記載しています。 (例) 1-(1) ⇒ 基本目標:「1」 主要な施策:「(1) 健康づくりの周知・啓発 (関連する主要な施策) ④ 事業内容 事業の目的や必要性、概要等について記載しています。 ⑤ 年度別事業概要 計画期間の3か年の事業概要を記載しています。
1-(2) 1-(3)		
【令和3年度】 妊娠期の母子手帳交付・産・子どもの成長の経過観察等の基本的な事業医療的な支援が必要な栄養指導、経過観察や		

見と
健康

基本政策 I みんなが健康で自立した生活ができるまちづくり(健康・福祉)

1 健康づくり・地域医療

<p>基本目標 1 体と心の健康づくりの推進</p> <p><主要な施策> (1)健康づくりの周知・啓発 (2)母子保健の充実 (3)歯科保健の推進 (4)精神保健の推進 (5)感染症対策の推進</p>	<p>基本目標 2 健康の保持・増進と健康寿命の延伸</p> <p><主要な施策> (1)成人・高齢者保健の充実 (2)健康保持・増進と疾病の重症化予防 (3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (4)高齢者のための一般介護予防事業の充実 (5)在宅医療・介護連携の推進 (6)地域医療・救急医療体制の充実 (7)医師確保のための阿南地域医療教育センター事業の支援</p>
--	---

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
健康づくり対策事業	保健センター	市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を行い、健康づくりに関する知識の普及啓発をする。	
1-(1)		【令和3年度】 市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を各種事業サービスにより実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。	【令和4年度】 市民が心身ともに健康でいきいきと充実した生活を過ごすことができるように健康に関する情報提供や支援を各種事業サービスにより実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う。
母子保健事業	保健センター	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査その他の措置を講じ、保健の向上に寄与することを目的とする。	
1-(2) 1-(3)		【令和3年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。	【令和5年度】 妊娠期の母子手帳交付から始まり、妊娠・出産・子どもの成長の経過に応じて、訪問や健康診査等の基本的な事業を実施する。さらに保健医療的な支援が必要な場合には、保健指導や栄養指導、経過観察や精密健診等の専門的なフォロー事業を実施する。個々の結果だけでなく、子どもの成長の中で母子の状態の変化や、それに応じたサービスと全体像に視点を置きながら事業を実施する。
健康増進事業	保健センター	3大死因であるがん、心疾患、脳血管疾患を始めとする生活習慣病の発症予防を目的とし、生活習慣病予防についての教育、相談、訪問指導などを実施している。また、知識の普及と健康増進の意識の向上を図るため、がん検診等の実施により早期発見、早期治療につなげる。	
1-(3) 2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 保健師・管理栄養士が担当地区を持ち、地域住民の方の健康増進と健康寿命の延伸を図るために各種保健事業サービスを行う。	【令和5年度】 保健師・管理栄養士が担当地区を持ち、地域住民の方の健康増進と健康寿命の延伸を図るために各種保健事業サービスを行う。
自殺対策強化事業	保健センター	心の健康・保持増進を目的とし、啓発活動により自殺問題に対する市民の関心を高めるとともに自殺のリスクの高い人への周囲の見守り機能を高める。	
1-(4)		【令和3年度】 誰も自殺に追い込まれることのない暮らしやすい阿南市を目指して自殺問題に対する市民の関心を高めるために、心の講演会や巡回指導の開催、広報への記事掲載、各事業を通じての啓発チラシの配布などによる周知啓発を図る。また、電話、訪問などの精神保健相談に対応し、関係機関などにつなぐ。	【令和5年度】 誰も自殺に追い込まれることのない暮らしやすい阿南市を目指して自殺問題に対する市民の関心を高めるために、心の講演会や巡回指導の開催、広報への記事掲載、各事業を通じての啓発チラシの配布などによる周知啓発を図る。また、電話、訪問などの精神保健相談に対応し、関係機関などにつなぐ。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
予防衛生事業	保健センター	感染症による疾病及び重症化を予防接種により予防し、感染症の蔓延を防ぐ。	
1-(5)			
【令和3年度】 定期予防接種事業(A類疾病、B類疾病)、阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業、阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業、風しん抗体検査・予防接種事業		【令和4年度】 定期予防接種事業(A類疾病、B類疾病)、阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業、阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業	【令和5年度】 定期予防接種事業(A類疾病、B類疾病)、阿南市子どもインフルエンザ予防接種助成事業、阿南市成人風しん予防接種費用助成金事業
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保健センター	市民の身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供し、高齢者の心身の特性に応じて、疾病予防と生活機能の課題に一体的に取り組み、高齢者の健康増進・介護予防につなげる。	
2-(3) 2-(4)			
【令和3年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。		【令和4年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。	【令和5年度】 医療レセプト・介護レセプト等のデータを分析して地域の健康課題を把握し、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を実施する。
一般介護予防事業	地域共生推進課	介護予防把握事業として、地域包括支援センター(高齢者お世話センター)が小地域見守りネットワーク等で把握した閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に訪問し、住民主体の介護予防活動へつなげる。 介護予防普及啓発事業として、介護予防に関する講演会や介護予防教室等の開催、パンフレットの作成及び配布等を行う。 地域介護予防活動支援事業として、住民主体の介護予防活動である「いきいき100歳体操」や「あななんサロン」の普及を図るとともにその活動の継続を支援し、地域の中で「お互いさま」の助け合い活動を推進する。 一般介護予防事業評価事業として、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。 地域リハビリテーション活動支援事業として、「いきいき100歳体操」や「あななんサロン」等のグループに理学療法士を派遣し、技術的助言等を通じて介護予防の取組を総合的に支援する。	
2-(3) 2-(4)			
【令和3年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。		【令和4年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。	【令和5年度】 地域包括支援センターやその他の関係団体等との連携により5事業を着実に推進し、地域住民が人と人のつながりを通じて主体的に介護予防に取り組むことのできるまちづくりを目指す。
在宅医療・介護連携推進事業(再掲)	地域共生推進課	医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築するため、各分野の専門職等による「在宅医療・介護連携推進会議」の開催や医療・介護の関係機関のネットワークの強化、市民講座の開催等を行う。	
2-(5)			
【令和3年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。		【令和4年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和5年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
地域医療対策事業	保健センター	夜間休日の救急医療体制の充実や医師確保のための阿南地域医療教育センターの事業支援などにより、地域医療体制、救急医療体制の充実を図る。	
2-(6) 2-(7)			
【令和3年度】 ○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療の確保をするとともに、救急医療体制の整備充実を図る。 ○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」において、徳島大学の教員が外来診療や病棟診療など包括的な診療業務に従事しながら、医学生・研修医・専攻医等に効率的なトレーニングを行うことにより、将来の地域医療を担う医師の育成を推進する。		【令和4年度】 ○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療の確保をするとともに、救急医療体制の整備充実を図る。 ○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」において、徳島大学の教員が外来診療や病棟診療など包括的な診療業務に従事しながら、医学生・研修医・専攻医等に効率的なトレーニングを行うことにより、将来の地域医療を担う医師の育成を推進する。	【令和5年度】 ○救急医療対策事業 夜間、休日における救急患者に対する適切な医療の確保をするとともに、救急医療体制の整備充実を図る。 ○地域医療拡充支援事業 阿南医療センター内に設置されている、「阿南地域医療教育センター」において、徳島大学の教員が外来診療や病棟診療など包括的な診療業務に従事しながら、医学生・研修医・専攻医等に効率的なトレーニングを行うことにより、将来の地域医療を担う医師の育成を推進する。

2 地域福祉

基本目標 1	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進	基本目標 2	助け合いながら暮らし続けられる支援体制の充実
<主要な施策> (1)小地域見守りネットワークの構築 (2)介護予防・生活支援サービス事業の充実と普及展開 (3)バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり		<主要な施策> (1)地域福祉活動の総合的推進 (2)ボランティア活動の推進	
基本目標 3	様々な課題を抱える世帯への相談支援体制の構築		
<主要な施策> (1)我が事・丸ごとの相談支援体制の整備 (2)安心して暮らせる生活環境の整備			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
地域包括支援センター運営事業(再掲)	地域共生推進課	社会福祉法人への委託により市内7箇所に地域包括支援センター(高齢者お世話センター)を設置し、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント」の4業務のほか、地域におけるネットワークの構築等の業務を行いながら地域包括ケアシステムの構築を図る。	
1-(1) 2-(1)			
【令和3年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。		【令和4年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	【令和5年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。
介護予防・生活支援サービス事業(再掲)	地域共生推進課	要支援者及び事業対象者に対し、介護サービス事業者による専門的な訪問型・通所型サービス(現行相当サービス・緩和基準によるサービス)を提供するとともに、住民主体の訪問型・通所型サービスである「ご近所ヘルパー」及び「ご近所デイサービス」の普及を図り、支援を必要としている高齢者の状態等に応じたサービスが選択できるようサービス提供体制の強化に取り組む。	
1-(2)			
【令和3年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。		【令和4年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。	【令和5年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。
高齢者等在宅福祉事業(再掲)	地域共生推進課	高齢者が家庭や社会で主体的に活躍できる環境づくりを支援し、介護予防の推進や生きがい活動・社会活動の促進を図る。 多年にわたり社会に貢献してきた長寿者を敬愛し、長寿を祝福する。 70歳以上の高齢者の社会参加を促進し、自立して生活が継続できるよう無料バス(船)券を交付する。 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けるために、住宅の改修費を助成する。	
1-(3)			
【令和3年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。		【令和4年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。 令和2年度の「阿南市版事業仕分け」の結果に基づき、長寿者福祉金給付事業の見直しを行う。	【令和5年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。
地域生活支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で効果的・効率的に事業を実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	
1-(3)			
【令和3年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。		【令和4年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。	【令和5年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	地域共生推進課	令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設される(令和3年4月施行)ことから、重層的支援体制整備事業へ円滑に移行できるよう介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする行政機関、民間団体、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた必要な取組を行う。	
2-(1) 3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる相談支援体制等を構築する。	【令和4年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる相談支援体制等を構築する。	【令和5年度】 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の分野を問わず、8050問題やダブルケア等複雑化・複合化する課題を抱える世帯に対して一体的に対応できる相談支援体制等を構築する。	
成年後見制度利用支援事業(再掲)	地域共生推進課	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(要支援者)に対して成年後見制度の利用に関する支援を行うことにより、要支援者が安心して暮らすことができる支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	
2-(1) 3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の体制整備等の中核を担う機関(中核機関)を設置し、制度を必要とする人を適切に利用につなげていけるよう支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	【令和4年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の充実を図る。	【令和5年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の継続と具体的な支援策の検討を行う。	
ボランティア活動推進事業	地域共生推進課	福祉サービスに対する需要は、今後ますます増加・多様化すると考えられ、それを支える担い手の確保・育成は喫緊の課題となっており、今後、充実した地域社会を築くためには、地域社会を支える担い手づくりは欠かせなくなっている。あらゆる世代に対して地域福祉活動やボランティア活動の参加の促進、生涯にわたる福祉意識の向上に努めることを目的とする。	
2-(2)			
【令和3年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。	【令和4年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。	【令和5年度】 阿南市社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動やボランティア活動の参加促進に努める。	

3 子ども・子育て支援

基本目標 1	子育て家庭への経済的支援	基本目標 2	配慮を要する子どもとその家族への支援
<主要な施策> (1)こどもの医療費助成 (2)未熟児養育医療の給付 (3)0歳児から2歳児までの保育料等の完全無償化		<主要な施策> (1)心身障がい児在宅介護等支援の充実 (2)児童通所支援等障がい福祉サービスの充実 (3)ひとり親家庭の自立支援促進 (4)LINE等を活用した児童虐待等の相談の推進	
基本目標 3	すべての子どもと子育て家庭への支援	基本目標 4	子どもたちへの食育の推進
<主要な施策> (1)地域における教育・保育及び子育て支援の充実 (2)子どもたちの生きる力と豊かな心の育成 (3)子育てを支援する生活環境等の整備 (4)保育所等利用待機児童の解消 (5)育児休業中の継続利用に向けた保育所等への受入体制の充実		<主要な施策> (1)地元食材への関心を高める献立作成 (2)地元食材の情報発信	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
こどもの医療費助成事業	保険年金課	こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。	
1-(1) 1-(2)			
【令和3年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。		【令和4年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。	【令和5年度】 こどもの医療費を助成し、疾病の早期発見、早期治療により、こどもの保健向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。
0～2歳児の保育料等完全無償化事業	こども課	令和元年10月から国の施策として実施されている幼児教育・保育の無償化と合わせ、市独自によるさらなる支援策として、将来の阿南市を担う子どもたちに対し、未来への投資として子育てを行う家庭を支援するため、0歳児から2歳児の保育料等の無償化を実現し、より一層の経済的負担の軽減を図る。	
1-(3)			
【令和3年度】 子育てを行う家庭を支援するため、就学前児童の給食費を含む保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。		【令和4年度】 子育てを行う家庭を支援するため、就学前児童の給食費を含む保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	【令和5年度】 子育てを行う家庭を支援するため、就学前児童の給食費を含む保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
心身障害児等在宅介護支援事業	地域共生推進課	障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。(レスパイトケア…養育や介護をする家族が、一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援)	
2-(1)			
【令和3年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。		【令和4年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。	【令和5年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。
障害児通所支援事業	地域共生推進課	障がいのある子どもの個々の状態に応じて各種の障がい児福祉サービスを選択できるよう、県と連携し、障がい児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供する。	
2-(2)			
【令和3年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられるよう、体制づくりに取り組む。		【令和4年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられるよう、体制づくりに取り組む。	【令和5年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けられるよう、体制づくりに取り組む。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
母子家庭等自立支援給付金事業	こども課	ひとり親家庭の生活の向上を図るため、就業に有利な資格取得等を支援するための助成を行う。	
2-(3)			
【令和3年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。		【令和4年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。	【令和5年度】 ひとり親家庭の生活向上を図るため、各種相談や指導、自立のための支援を行う。
家庭児童対策事業	こども課	児童の虐待通告・相談から、子どもの発達やしつけ、子育てに関する様々な相談について、家庭相談員が相談に応じ、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	
2-(4)			
【令和3年度】 子育てに関する様々な相談に応じ、支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。		【令和4年度】 子育てに関する様々な相談に応じ、支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	【令和5年度】 子育てに関する様々な相談に応じ、支援・指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。
地域子育て支援センター事業	こども課	地域子育て支援センター事業(公立6箇所、私立3箇所)及びともだち広場(私立1箇所)を実施し、未就園児親子の触れ合いの場の提供と保護者の孤独感や子育てに対する不安感の解消に努める。	
3-(1)			
【令和3年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し保育サービスを通じて子ども同士や母親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供等を行う。		【令和4年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し保育サービスを通じて子ども同士や母親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供等を行う。	【令和5年度】 乳幼児の在宅親子を対象に、施設や園庭を開放し保育サービスを通じて子ども同士や母親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供等を行う。
育児相互援助活動事業	こども課	地域において、育児の援助を受けたい人(依頼)と行いたい人(提供)が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポート・センター事業を行う。	
3-(1)			
【令和3年度】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が育児について助け合い、働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。		【令和4年度】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が育児について助け合い、働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	【令和5年度】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が育児について助け合い、働く保護者の仕事と子育ての両立を支援する。
子育て支援事業	生涯学習課	放課後や週末等に児童の安全安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。	
3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 放課後や週末等に児童の安全安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。		【令和4年度】 放課後や週末等に児童の安全安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。	【令和5年度】 放課後や週末等に児童の安全安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る。
教育・保育事業	こども課	就学前児童の心身の健全な発達と教育・保育内容の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。	
3-(2) 3-(4) 3-(5)			
【令和3年度】 就学前児童の心身の健全な発達と教育・保育内容の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。		【令和4年度】 就学前児童の心身の健全な発達と教育・保育内容の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。	【令和5年度】 就学前児童の心身の健全な発達と教育・保育内容の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
私立幼稚園等支援事業	こども課	令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正(保育料の無償化)に伴い、施設型給付対象私立幼稚園、私立認定こども園、未移行私立幼稚園、私立特別支援学校幼稚部に通う阿南市に住所を有する就園児の保護者が預かり保育を利用した場合の保育料及び給食費として負担すべき金額について、その一部又は全部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援等の利用促進を図り、すべての子どもが健やかに成長するように支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。 また、子ども・子育て支援法の改正(保育料の無償化)に伴い、未移行私立幼稚園を利用する場合において、世帯の所得に関わらず、入園料と保育料について補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	
3-(3)			
【令和3年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立幼稚園の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として預かり保育料及び給食費の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。		【令和4年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立幼稚園の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として預かり保育料及び給食費の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。	【令和5年度】 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給等による私立幼稚園の円滑な運営補助及び阿南市独自事業として預かり保育料及び給食費の補助金を交付し、保護者の経済的負担軽減を図る。
学校給食地産地消推進事業	学校給食課	地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」として、学校給食を提供する。 地産地消を推進することにより、自然の恩恵への理解を深め、生命や自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養い、児童、生徒及び園児の食への関心を高めるように努める。	
4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。		【令和4年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。	【令和5年度】 学校給食において、子どもたちの食への関心を高めるために地元食材を活用し、その内容を給食だより等を通して情報発信し、児童生徒等の食育を推進する。

4 障がい者福祉

<p>基本目標 1 障がい者の社会参加と自立の支援</p> <p><主要な施策> (1)障がい者施策の総合的推進 (2)社会参加の促進 (3)就労支援の取組 (4)障害福祉サービス提供の充実</p>	<p>基本目標 2 障がい者相談支援体制の強化</p> <p><主要な施策> (1)障がい者相談支援事業所基幹センターの設置</p>
---	---

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
障害者総合支援給付事業	地域共生推進課	障がいのある人も、地域の一員として共に生きる社会作りを目指して、日常生活・社会生活を営むために、個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行い、総合的な支援を提供することにより障がい者等への福祉の増進を目的とする。	
		1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4)	
		【令和3年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。	【令和4年度】 個々の障がいのある人の障がいの種類や程度、また、勘案すべき社会活動や介護者、居住の状況、サービス利用に関しての意向等を踏まえ、必要な障害福祉サービス等の支給を行う。
地域生活支援事業	地域共生推進課	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で効果的・効率的に事業を実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	
		1-(2) 1-(4)	
		【令和3年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。	【令和4年度】 障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた必要な事業を行う。
心身障害児等在宅介護支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。(レスパイトケア…養育や介護をする家族が、一時的に養育や介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援)	
		1-(4)	
		【令和3年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。	【令和4年度】 障がいのある人の家庭の精神的・肉体的な負担を軽減するため、市からの委託によりレスパイトケア事業を実施する阿南市社会福祉協議会への事業費補助を継続実施する。
障害児通所支援事業(再掲)	地域共生推進課	障がいのある子どもの個々の状態に応じて各種の障がい児福祉サービスを選択できるよう、県と連携し、障がい児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供する。	
		1-(4)	
		【令和3年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受け取ることができるよう、体制づくりに取り組む。	【令和4年度】 障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受け取ることができるよう、体制づくりに取り組む。

5 高齢者福祉

基本目標 1	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	基本目標 2	地域包括ケアシステムの深化・推進
<p><主要な施策> (1)高齢者福祉の向上及び増進 (2)介護予防・生活支援サービス事業の充実と普及展開(再掲) (3)高齢者の買い物支援及び移送支援サービスの構築</p>		<p><主要な施策> (1)適切な介護保険サービスの充実と強化 (2)高齢者お世話センター(地域包括支援センター)の機能強化 (3)在宅医療・介護連携の推進(再掲) (4)認知症施策の推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
高齢者等在宅福祉事業	地域共生推進課	<p>高齢者が家庭や社会で主体的に活躍できる環境づくりを支援し、介護予防の推進や生きがい活動・社会活動の促進を図る。 多年にわたり社会に貢献してきた長寿者を敬愛し、長寿を祝福する。 70歳以上の高齢者の社会参加を促進し、自立して生活が継続できるよう無料バス(船)券を交付する。 高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けるために、住宅の改修費を助成する。</p>	
1-(1)			
【令和3年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。		【令和4年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。 令和2年度の「阿南市版事業仕分け」の結果に基づき、長寿者福祉金給付事業の見直しを行う。	【令和5年度】 健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者等の総合的な保健福祉の向上を図ることを目的に、高齢者等在宅福祉事業に位置付けられる各種事業を推進する。
地域包括支援センター運営事業	地域共生推進課	<p>社会福祉法人への委託により市内7箇所に地域包括支援センター(高齢者お世話センター)を設置し、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント」の4業務のほか、地域におけるネットワークの構築等の業務を行いながら地域包括ケアシステムの構築を図る。</p>	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(2) 2-(4)			
【令和3年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。		【令和4年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。	【令和5年度】 市内6法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各種事業を推進する。
介護予防・生活支援サービス事業	地域共生推進課	<p>要支援者及び事業対象者に対し、介護サービス事業者による専門的な訪問型・通所型サービス(現行相当サービス・緩和基準によるサービス)を提供するとともに、住民主体の訪問型・通所型サービスである「ご近所ヘルパー」及び「ご近所デイサービス」の普及を図り、支援を必要としている高齢者の状態等に応じたサービスが選択できるようサービス提供体制の強化に取り組む。</p>	
1-(2) 1-(3)			
【令和3年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。		【令和4年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。	【令和5年度】 要支援者等に対して、介護予防・重度化の防止及び一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援することを目的に、本市の実情に応じた各種事業を展開する。
ご近所ドライブパートナー事業	地域共生推進課	<p>身体機能の低下がみられ生活に必要な移動・外出が困難な高齢者を対象に、住民主体による移送支援サービスを提供することにより移動手段を確保するとともに、地域での支え合い活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるための支援体制を整備することを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みを活用した住民主体の移送支援サービス「ご近所ドライブパートナー」の普及・展開を図る。</p>	
1-(2) 1-(3)			
【令和3年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)のモデル事業を加茂谷地区において実施する。		【令和4年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)の本事業を加茂谷地区において実施する。	【令和5年度】 有償ボランティアによる住民主体の移送支援サービス(サービスD、ご近所ドライブパートナー)の本事業を実施する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
介護認定審査会運営事務	介護保険課	介護認定審査会において、要介護認定申請者の要介護度について公平かつ公正に審査・判定を行うとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員への研修を行い、要介護認定の適正化を図る。	
2-(1)			
【令和3年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。		【令和4年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。	【令和5年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。
保険給付事業	介護保険課	加齢による病気等で介護、機能訓練等のサービス提供が必要となった要介護者や、要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者に対して保険給付を行うことが目的となっている。 要介護者には、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供され、その費用は介護給付として給付される。 要支援者には、支援の必要の程度に応じた在宅の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスが提供され、その費用は予防給付として給付される。 また、介護保険制度においては、所得の段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設け、これを超えた場合には、超えた額が高額介護サービス費として利用者に償還されることとなっており、過大な負担とならない仕組みとなっている。	
2-(1)			
【令和3年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。		【令和4年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	【令和5年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。
介護給付等費用適正化事業	介護保険課	介護保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築することを目的に、ケアプラン点検、縦覧点検及び医療情報との突合等を実施する。	
2-(1)			
【令和3年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。		【令和4年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	【令和5年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。
地域ケア会議推進事業	地域共生推進課	支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことを目的に地域ケア会議を開催する。	
2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4)			
【令和3年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。		【令和4年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。	【令和5年度】 高齢者が介護を要する状態となってもできる限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、行政機関をはじめ地域の関係者から構成される「地域ケア会議」の開催を推進する。
認知症総合支援事業	地域共生推進課	「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた相談支援体制の整備を行う。 各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における支援ネットワークの強化を図る。 地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける仕組みとして「チームオレンジ」を構築・推進する。	
2-(2) 2-(3) 2-(4)			
【令和3年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。		【令和4年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。	【令和5年度】 地域包括支援センターの活動を中心に、認知症の「予防」と「共生」を軸とした各種事業を展開する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
在宅医療・介護連携推進事業	地域共生推進課	医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築するため、各分野の専門職等による「在宅医療・介護連携推進会議」の開催や医療・介護の関係機関のネットワークの強化、市民講座の開催等を行う。	
2-(3)			
【令和3年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和4年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和5年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	
成年後見制度利用支援事業	地域共生推進課	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(要支援者)に対して成年後見制度の利用に関する支援を行うことにより、要支援者が安心して暮らすことができる支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	
2-(4)			
【令和3年度】 成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の体制整備等の中核を担う機関(中核機関)を設置し、制度を必要とする人を適切に利用につなげていけるよう支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	【令和4年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の充実を図る。	【令和5年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の継続と具体的な支援策の検討を行う。	
認知症サポーター等養成事業	地域共生推進課	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	
2-(4)			
【令和3年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	【令和4年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	【令和5年度】 キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、チームオレンジによる支援体制の充実を図る。	

6 社会保障

基本目標 1	社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発	基本目標 2	生活保護受給世帯の自立支援
<主要な施策> (1)国民健康保険被保険者の資格適用の適正化 (2)国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療費の適正化 (3)保健事業の充実 (4)年金受給権の確保		<主要な施策> (1)生活保護受給者等就労自立の促進 (2)適正な保護の推進 (3)被保護者就労支援	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
国民健康保険事業	保険年金課	国民健康保険制度は、国民皆保険体制が確立されたことにより、他の医療保険制度に加入していない市民を対象として保険給付を行うことを目的とする。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)		【令和3年度】 被保険者の資格の適用適正化、保険給付、保健事業、保険税の賦課・徴収を行う。	【令和4年度】 被保険者の資格の適用適正化、保険給付、保健事業、保険税の賦課・徴収を行う。
後期高齢者医療事務	保険年金課	後期高齢者医療制度を運営するため徳島県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、高齢者の適切な医療の確保に努める。	
1-(2)		【令和3年度】 被保険者に係る資格・給付関係の届出や申請の受付、保険料の徴収を行う。	【令和5年度】 被保険者に係る資格・給付関係の届出や申請の受付、保険料の徴収を行う。
国民年金事務	保険年金課	既に到来している超高齢社会において、市民の老後生活基盤となる経済的柱として重要な役割を担う国民年金について、被保険者を的確に把握し、年金受給権の確保に努める。	
1-(4)		【令和3年度】 第1号被保険者を把握し、年金受給権の確保に努める。	【令和5年度】 第1号被保険者を把握し、年金受給権の確保に努める。
生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体は、生活保護には至っていないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施やその他の支援を行うことが定められている。本法令に基づき、生活困窮者がその困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な自立相談支援事業を実施するとともに、単に就労に必要な知識や技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、他者と適切なコミュニケーションを図れないなどの理由により直ちに就労することが困難な支援対象者に対して、生活リズムを整える、コミュニケーションを図ることができるようにするといった生活自立・社会自立に向けた支援から就労体験や履歴書の作成指導、模擬面接の実施など就労自立に向けた就労準備支援を一体的に実施し、支援対象者の自立を促進することを目的とする。	
2-(1)		【令和3年度】 生活困窮者の抱える様々な問題・課題について包括的かつ継続的な相談支援を行う。複雑化した課題を抱えた支援対象者への支援は、様々な関係機関と協力し、課題解決を図る。	【令和5年度】 生活困窮者の抱える様々な問題・課題について包括的かつ継続的な相談支援を行う。複雑化した課題を抱えた支援対象者への支援は、様々な関係機関と協力し、課題解決を図る。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
被保護者就労支援事業	生活福祉課	生活保護受給者で、稼働能力があり、自立への阻害要因がない者に対して相談・助言をはじめ、求職活動を行う上で必要な履歴書の作成、面接の受け方の指導を行う。また、ハローワークへ行けない者への出張相談支援を行い、相談者の希望、能力等を踏まえた求人を探すとともに、就労に結び付きやすい業種に対する個別の求人開拓を行う。さらに、就職後のフォローアップとして状況確認等を行い、生活の安定につなげていく定着支援を行う。	
2-(1) 2-(3)		【令和3年度】 生活保護受給者で稼働能力があり、自立への阻害要因のない者に対し、相談を受付けるとともに助言又は指導を行い、就労に結び付け被保護者の早期の自立を図る。	【令和4年度】 生活保護受給者で稼働能力があり、自立への阻害要因のない者に対し、相談を受付けるとともに助言又は指導を行い、就労に結び付け被保護者の早期の自立を図る。
生活保護適正化推進事業	生活福祉課	生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。	
2-(2)		【令和3年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。	【令和4年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。
		【令和5年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。	【令和5年度】 生活保護受給者の医療扶助のレセプトについて資格点検及び内容点検を行い、効果的な医療扶助の適正実施を行う。

基本政策Ⅱ 安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり(安全・安心)

1 防災・消防

基本目標 1	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災対策の推進	基本目標 2	復旧・復興対応の事前準備
<p><主要な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)阿南市国土強靱化地域計画の推進 (2)感染症対策に配慮した総合防災訓練及び避難所運営訓練等の推進 (3)防災施設の整備・確保と物資・資機材の充実 (4)災害時応援受援計画の整備 (5)県が管理する福井川等の河川整備・改修への支援 (6)ダム改造・再生への支援 (7)那賀川・桑野川の無堤地区における築堤工事等、河川の整備改修事業の推進 (8)港湾施設整備・海岸保全整備への支援 (9)治山対策の推進 (10)住宅の耐震化の推進 (11)管理不全空き家の発生予防 (12)居住誘導区域における防災対策の推進 		<p><主要な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)各種訓練・イメージトレーニングの実施 (2)事前復興ロードマップの整備 	
基本目標 3	防災意識の向上及び確実な避難対策の整備	基本目標 4	内水・外水氾濫対策
<p><主要な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)自主防災組織の育成・活動支援 (2)ICTやIoTなど最新技術を活用した情報伝達手段の研究 (3)民間ホテル等協定の拡充及び避難所の環境整備 (4)災害時避難行動要支援者への個別計画の策定及び避難支援ネットワーク構築の推進 (5)消防・防災教育の充実 (6)各種イベントでの住宅用火災警報器の普及・啓発 		<p><主要な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)内水・外水浸水状況の検証と対策 (2)想定最大規模の洪水ハザードマップの整備 (3)高潮ハザードマップの整備 (4)国と連携した流域治水対策・事前防災対策の推進【那賀川流域治水プロジェクト】 (5)河川流域の津波対策の推進 (6)準用河川の適正な維持管理 (7)排水設備の整備 	
基本目標 5	安全で安心な暮らしを実感できる消防・防災体制の充実・強化		
<p><主要な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)消防用施設及び車両等の充実 (2)市民に対する応急手当普及活動の充実 (3)阿南市火災予防査察規程に基づく査察の強化 (4)消防団組織力の総合的強化 (5)県下消防広域化の検討 (6)救急隊員の技術・知識の高度化 (7)救急要請時における「口頭指導」の充実 (8)消防活動の迅速かつ持続継続可能な出動態勢の推進 			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
防災対策事業	危機管理課	<p>○地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を実施し、多種多様な災害に対応する。</p> <p>○複合災害を迎え撃つ「とくしまゼロ作戦」推進事業</p> <p>○災害時備蓄品購入事業</p> <p>○阿南市津波避難計画策定</p> <p>○阿南市総合防災訓練</p> <p>○南部圏域防災訓練</p> <p>○先進的防災・防犯システム実証実験</p> <p>○想定最大規模の洪水ハザードマップの策定</p> <p>○事前防災ロードマップの策定</p> <p>○高潮ハザードマップの策定</p>	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4) 2-(1) 2-(2) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(6) 4-(1) 4-(2) 4-(3)			
【令和3年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する。		【令和4年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する。	【令和5年度】 地域防災計画に基づき、地震・津波・風水害対策の事業を推進する。
自主防災組織支援事業	危機管理課	<p>○自主防災組織設立に関する事務</p> <p>大地震その他の災害の発生時等には、すぐに消防や警察などの救援が得られない可能性があるため、住民自身が自発的に作る地域のための防災組織の設立を促進する。</p> <p>○自主防災組織育成事業</p> <p>住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため補助金を交付する。</p>	
1-(1) 1-(2) 3-(1) 3-(5)			
【令和3年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで住民参加による自主防災活動を推進し、また、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。		【令和4年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで住民参加による自主防災活動を推進し、また、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。	【令和5年度】 住民自身が自発的に作る自主防災組織の設立を促進することで住民参加による自主防災活動を推進し、また、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修に対して補助金を交付する。
河川総務事業	土木課	<p>国・県が実施する河川整備事業において、治水・利水政策の着実な推進が図られるよう要望し、その実現に向けて支援を行う。</p> <p>「那賀川改修、長安口ダム・小見野々ダム再生事業促進期成同盟会（以下「那賀川ダム再生促進同盟会」という。）」の事務局として、設立目的の早期達成に努める。</p> <p>準用河川及び排水機場等を適切に管理することにより、安全で安心な暮らしの確保に努める。</p>	
1-(5) 1-(6)			
【令和3年度】 治水・利水政策に関する国・県等への要望活動、那賀川ダム再生促進同盟会の運営及び準用河川や排水機場等の適切な維持管理を行う。		【令和4年度】 治水・利水政策に関する国・県等への要望活動、那賀川ダム再生促進同盟会の運営及び準用河川や排水機場等の適切な維持管理を行う。	【令和5年度】 治水・利水政策に関する国・県等への要望活動、那賀川ダム再生促進同盟会の運営及び準用河川や排水機場等の適切な維持管理を行う。
河川整備促進事業	特定事業推進課	<p>近年、全国で頻発している激甚な水害や、近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震による津波等に備えるため、国・県是那賀川・桑野川の無堤地区の解消など、河川の整備・改修事業を行っている。</p> <p>国・県並びに関係機関との連携を図るとともに、地域住民との協議や調整を行うなど、河川事業の早期整備に向け推進を図る。</p>	
1-(7)			
【令和3年度】 国・県による河川整備事業の促進		【令和4年度】 国・県による河川整備事業の促進	【令和5年度】 国・県による河川整備事業の促進

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
県営港湾整備事業	土木課	重要港湾である橘港(県)は、当市の海運業を支える基盤となっており、県が行う港湾改修事業の費用を一部負担することにより整備を促進し、港湾の機能維持、安全確保に寄与する。	
1-(8)			
【令和3年度】 県が実施する橘港改修事業費の一部を負担する。		【令和4年度】 県が実施する橘港改修事業費の一部を負担する。	【令和5年度】 県が実施する橘港改修事業費の一部を負担する。
急傾斜地崩壊対策事業	土木課	急傾斜崩壊防止施設の設置等を行うことにより、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命財産を保護し、安全で安心な暮らしの確保に努める。	
1-(9)			
【令和3年度】 県単独急傾斜崩壊対策事業の実施及び県単独砂防事業への負担金支出を行う。		【令和4年度】 県単独急傾斜崩壊対策事業の実施及び県単独砂防事業への負担金支出を行う。	【令和5年度】 県単独急傾斜崩壊対策事業の実施及び県単独砂防事業への負担金支出を行う。
民間建築物耐震化支援事業	住宅課	災害時緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断等の費用を補助することにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、市街地の防災性を高める。	
1-(10)			
【令和3年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。		【令和4年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。	【令和5年度】 災害時の緊急輸送道路に指定されている国道55号沿いの対象建築物の耐震診断の費用を補助する。
木造住宅耐震化促進事業	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断等を希望する者に、耐震診断等費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。	
1-(10) 1-(11)			
【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。		【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。	【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。
木造住宅耐震改修促進事業	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際に、その費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。 また、耐震化と併せて実施する住まいのスマート化工事やリフォーム工事に係る費用の一部を補助することで、人と自然にやさしい住環境の整備を促進し、快適で暮らしやすいまちづくりを進める。	
1-(10) 1-(11)			
【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。		【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
老朽建築物除却等支援事業	住宅課	老朽化した空き家や耐震性のない古い住宅の除却等に係る費用の一部を補助することにより、災害時に想定される家屋の倒壊による近隣及び道路への危険防止を図り、安全・安心な市民生活を確保する。	
1-(11)		【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。	【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。
		【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、建物の老朽化がもたらす問題・地域社会への影響等に係る情報提供や啓発活動を行い、建物の管理等に関する市民の意識向上を図る。	
都市計画総務事業(再掲)	まちづくり推進課	人口減少、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、「阿南市都市計画マスタープラン」及び「阿南市立地適正化計画」等について、新たなまちづくりの課題を踏まえた計画の見直しの検討を行い、安全で魅力あるまちづくりを推進する。	
1-(12)		【令和3年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の令和4年度施行に伴う都市計画法施行条例の改正の検討	【令和4年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・阿南市都市計画法施行条例の改正及び運用
		【令和5年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握	
都市排水路整備事業	下水道課	主に都市計画区域内において都市排水路整備を行い、浸水被害の解消や生活環境の改善を図る。 所管する雨水ポンプ場及び樋門の運転管理、維持管理及び老朽化対策を行い、適正な施設運用を図る。	
4-(4) 4-(7)		【令和3年度】 雨水ポンプ場、排水施設の適正な維持管理及び辰巳派川那賀川樋門の耐震化・自動化整備を行う。	【令和4年度】 雨水ポンプ場及び排水施設の適正な維持管理を行う。
		【令和5年度】 雨水ポンプ場及び排水施設の適正な維持管理を行う。	
都市下水路整備事業	下水道課	大雨時の道路冠水及び家屋浸水対策として、都市下水路整備事業を実施することにより、浸水被害の早期解消を目指すと共に生活環境の改善を図る。	
4-(4) 4-(7)		【令和3年度】 都市下水路の管渠整備及び戎山ポンプ場の持続可能な機能確保を行う。	【令和4年度】 都市下水路の管渠整備及び戎山ポンプ場の持続可能な機能確保を行う。
		【令和5年度】 都市下水路の管渠整備及び戎山ポンプ場の持続可能な機能確保を行う。	
河川整備事業	土木課	河川整備を行うことにより、治水能力の向上を図り、安全で安心な暮らしの確保に努める。	
4-(5) 4-(6)		【令和3年度】 辰巳那賀川樋門の津波対策(自動化・耐震化)及び準用河川の改修工事を行う。	【令和4年度】 辰巳那賀川樋門の津波対策(自動化・耐震化)及び準用河川の改修工事を行う。
		【令和5年度】 辰巳那賀川樋門の津波対策(自動化・耐震化)及び準用河川の改修工事を行う。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
常備消防管理運営事業	消防総務課	令和2年4月現在で、消防本部が所有する主な緊急自動車の総数は21台となっており、一部の車両は当市消防本部が策定した「阿南市消防計画」で定める消防車両等の更新年数を超過して使用している。 高度で安定した市民サービスを提供するため、消防計画の見直しを含めた総合的な視点から消防用車両の適正配置及び中長期の購入計画並びに維持管理費等を精査し、最新鋭の消防用車両の適正な配備を図る。 安全・安心な車両を多く運用することで、クリーンエンジンの採用による環境性能や燃費性能の向上に加えて修繕・維持管理等の経費削減効果が期待できるほか、職員に対しては最新鋭の装備による作業の効率化や疲労の軽減、予期せぬ公務災害事故の軽減・回避等の効果も期待できる。	
3-(6) 5-(1) 5-(2) 5-(5) 5-(6) 5-(7) 5-(8)			
【令和3年度】 国の補助事業を積極的に活用することを原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。	【令和4年度】 国の補助事業を積極的に活用することを原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。	【令和5年度】 国の補助事業を積極的に活用することを原則として、予算担当課と中長期の購入整備計画について協議・調整を継続するほか、市場調査を積極的に行うことにより、最新鋭の消防用車両の適正な配備を推進する。	
非常備消防管理運営事業	警防課	地域防災の中核を担う消防団が、大規模かつ複雑化する災害及び少子高齢化の進展等による人口減少などの取り巻く環境の変化に耐えることができるように、組織力の総合的な強化を図る。	
5-(1) 5-(4)			
【令和3年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。	【令和4年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。	【令和5年度】 消防団組織力の強化を図るため、現状や将来にわたる課題など、長期的な視点に立った計画の推進や装備の充実を図る。	
阿南市火災予防査察規程に基づく査察業務	予防課	火災予防査察を実施し消防対象物、危険物施設の実態を把握することにより、関係者に対して火災予防上適切な指導や、消防法令違反の是正を行い、施設の利用者や従業員が安全・安心して利用できる社会づくりを図る。	
5-(3)			
【令和3年度】 消防対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ消防法に定める技術基準に適合させる。	【令和4年度】 消防対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ消防法に定める技術基準に適合させる。	【令和5年度】 消防対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、違反事項については是正させ消防法に定める技術基準に適合させる。	

2 交通安全・防犯

基本目標 1	交通安全意識の高揚及び交通安全施設の整備	基本目標 2	防犯意識の高揚及び防犯環境の整備
<主要な施策> (1)交通安全活動の推進 (2)交通安全施設の整備及び維持補修の推進		<主要な施策> (1)暴力排除・防犯活動の推進 (2)防犯環境の整備	
基本目標 3	青少年を見守る安全・安心な環境づくりの推進	基本目標 4	消費生活相談体制の充実
<主要な施策> (1)計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロールの実施 (2)学校・地域・関係機関等との連携強化		<主要な施策> (1)消費者教育・啓発の推進 (2)消費生活相談体制の充実	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
交通安全対策事業	市民生活課	車社会の発展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加する中で、依然として厳しい現状が続くものと予想される。このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため関係機関・団体等と連携して施策を講じてきた結果、交通安全意識が市民に浸透してきたことなどにより、近年は交通事故の発件数は減少傾向が続いている。人権尊重の理念に基づき、交通安全施設の整備を進める一方、交通安全推進協議会等と連携し、幼児から高齢者まで、年齢に応じた交通安全教育を実施して市民の交通安全に対する意識の高揚を図っている。	
1-(1)		【令和3年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事を実施し、交通安全教育を推進する。	【令和4年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事を実施し、交通安全教育を推進する。
		【令和5年度】 市全体の交通安全対策を計画的に進めるため、交通安全計画を作成する。 交通安全を広く市民に普及、啓発するとともに交通安全運動の行事を実施し、交通安全教育を推進する。	
交通安全施設整備事業	土木課	認定市道において交通安全施設を整備することにより、交通事故を未然に防ぎ、安全で安心な暮らしの確保に努める。	
1-(2)		【令和3年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。	【令和4年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。
		【令和5年度】 認定市道において交通安全施設の新設、修繕を行う。	
防犯対策事業	市民生活課	近年、刑法犯認知件数は、全国的に減少傾向にあるものの、特殊詐欺事件・子供や女性に対する声かけ、つきまとい事案の他、インターネット等を悪用した新しい手口の犯罪が増加しており、市民が日常生活の中で犯罪に巻き込まれる危険性が高まっている。このような中、市民が犯罪による被害に遭うことなく、安全で安心な暮らしができる社会を実現するため関係機関・団体等と連携して、市民の自主防犯意識の高揚や子供の安全確保など、安全で安心な環境づくりの推進を図る。	
2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動などを推進する。	【令和4年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動などを推進する。
		【令和5年度】 阿南警察署や阿南防犯連合会、暴力排除阿南市民協議会、地域の安全を守る会等と連携し、犯罪のない明るい社会を目指して、広報・啓発活動などを推進する。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
青少年健全育成パトロール活動	青少年健全育成センター	青少年健全育成のために、学校・地域・関係機関等と連携し、学校や地域のニーズに応え、早朝・夜間・駅列車内等の特別パトロールの強化を図るとともに、計画的・継続的かつ柔軟な健全育成パトロール活動を実施し、青少年を見守る安全・安心な環境づくりを推進する。	
3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 学校・地域・関係機関との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	【令和4年度】 学校・地域・関係機関との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	【令和5年度】 学校・地域・関係機関との連携を一層強化し、学校や地域のニーズに応え、柔軟な健全育成パトロール活動を推進する。	
消費者行政推進事業	市民生活課	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、相談窓口である阿南市消費生活センターの機能を強化し、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者事故等に関する情報の収集、消費者啓発を行い、住民に対しての情報提供に努めるとともに、消費者団体の育成・支援に努め、自立する消費者の育成を進める。	
4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。	【令和4年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。	【令和5年度】 消費者の被害防止とその安全を確保するため、より多くの消費者に情報を提供し、学んでもらうことを目標とし、消費者教育・啓発を推進する。	

3-1 人権・男女共同参画(人権)

基本目標 1	人権尊重のまちづくりの総合的推進	基本目標 2	人権問題を解決するための地域活動の充実
<主要な施策> (1)市民一人ひとりの人権意識の高揚 (2)あらゆるハラスメントの根絶 (3)家庭・学校・地域の連携と人権教育の推進 (4)性の多様性への理解促進とダイバーシティ社会の実現		<主要な施策> (1)人権学習・啓発活動の充実 (2)人権問題の解決に向けての支援の充実	
基本目標 3	高齢者及び障がい者の「地域で暮らす権利」の尊重		
<主要な施策> (1)成年後見制度の利用促進			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
人権教育推進事業	人権教育課	阿南市人権教育研究大会を実施することで、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権教育推進における各分野の連携強化を図る。	
1-(1) 1-(3)			
【令和3年度】 阿南市人権教育研究大会を実施することで、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権教育推進における各分野の連携強化を図る。		【令和4年度】 阿南市人権教育研究大会を実施することで、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権教育推進における各分野の連携強化を図る。	【令和5年度】 阿南市人権教育研究大会を実施することで、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権教育推進における各分野の連携強化を図る。
人権研修・啓発事業	人権・男女共同参画課	人権啓発・教育の重要性を鑑み、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて各課題ごとに講演・研修等を実施するとともに、広報紙等を利用して啓発を実施する。	
1-(1) 1-(3) 1-(4) 2-(1)			
【令和3年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。		【令和4年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	【令和5年度】 人権啓発のための講演会、研修を実施し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。
隣保館運営・施設整備事業	人権・男女共同参画課	同和問題解決のための拠点として隣保館の施設整備を行いながら、地域社会全体の中で住民の生活指導、社会福祉、人権啓発、各種相談事業、住民交流事業などを実施する。	
1-(1) 1-(3) 2-(1) 2-(2)			
【令和3年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉の向上や、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行う。各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。		【令和4年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉の向上や、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行う。各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。	【令和5年度】 老朽化している隣保館の施設整備を行う。地域住民の福祉の向上や、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた啓発を行う。各種相談事業を行う。地域住民の交流の場を提供する。
女性活躍推進事業(再掲)	人権・男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識やジェンダー平等の視点を持った女性リーダーを育成し、女性の政治・政策分野をはじめ、あらゆる分野への参画を促進する。	
1-(2)			
【令和3年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。		【令和4年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。	【令和5年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南市男女共同参画基本計画推進事業(再掲)	人権・男女共同参画課	阿南市男女共同参画基本計画に基づき、ダイバーシティと男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画やジェンダー平等などについての啓発、情報発信を行うとともに、学習機会を提供する。	
1-(2) 1-(3)			
【令和3年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。		【令和4年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和5年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。
教育集会所運営管理事業	人権教育課	教育集会所を拠点とした講座、学級、交流事業の実施を通して、地域における人権教育・啓発を推進する。 また、人権ふれあい子ども会は、保護者、地域住民が中心となり、地域の実情に即した活動や交流を通して、人権問題について自ら考え解決していく児童生徒の育成と、人権意識の高揚を図る。	
2-(1) 2-(2)			
【令和3年度】 教育集会所を拠点として、講座、学級、交流事業を実施し、地域における人権教育・啓発を推進する。 人権ふれあい子ども会は、人権問題について、自ら考え解決していく児童生徒の育成を図る。		【令和4年度】 教育集会所を拠点として、講座、学級、交流事業を実施し、地域における人権教育・啓発を推進する。 人権ふれあい子ども会は、人権問題について、自ら考え解決していく児童生徒の育成を図る。	【令和5年度】 教育集会所を拠点として、講座、学級、交流事業を実施し、地域における人権教育・啓発を推進する。 人権ふれあい子ども会は、人権問題について、自ら考え解決していく児童生徒の育成を図る。
成年後見制度利用支援事業	地域共生推進課	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者(要支援者)に対して成年後見制度の利用に関する支援を行うことにより、要支援者が安心して暮らすことのできる支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。	
3-(1)			
【令和3年度】 成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の体制整備等の中核を担う機関(中核機関)を設置し、制度を必要とする人を適切に利用につなげていけるよう支援体制の整備や地域連携ネットワークの構築を図る。		【令和4年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の充実を図る。	【令和5年度】 中核機関を中心とした地域連携ネットワークを効果的に機能させることにより、アウトリーチによる成年後見制度に関する広報活動や相談支援(ニーズの発見・掘り起こし)の継続と具体的な支援策の検討を行う。

3-2 人権・男女共同参画(男女共同参画)

基本目標 1	男女共同参画社会・ジェンダー平等の実現	基本目標 2	女性の政治・政策分野への参画
<主要な施策> (1)男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりの推進		<主要な施策> (1)女性リーダーの育成	
基本目標 3	あらゆる暴力やハラスメントの根絶		
<主要な施策> (1)DVを始めとする性暴力、性差別の防止の啓発 (2)関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実			

事業名 関連主要施策番号	主管課	事業内容	
年度別事業概要【下段】			
阿南市男女共同参画基本計画推進事業	人権・男女共同参画課	阿南市男女共同参画基本計画に基づき、ダイバーシティと男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画やジェンダー平等などについての啓発、情報発信を行うとともに、学習機会を提供する。	
1-(1)			
【令和3年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。		【令和4年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。	【令和5年度】 男女共同参画審議会を開催し、阿南市の男女共同参画の推進状況について審議する。 男女共同参画についての講座等を開催し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進する。
女性活躍推進事業	人権・男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識やジェンダー平等の視点を持った女性リーダーを育成し、女性の政治・政策分野をはじめ、あらゆる分野への参画を促進する。	
1-(1) 2-(1)			
【令和3年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。		【令和4年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。	【令和5年度】 女性リーダーの育成に向けた講座を開催し、ジェンダー平等の啓発を推進する。
女性のための生き方なんでも相談事業	人権・男女共同参画課	女性が生きていく上で感じるさまざまな悩み・不安・問題などの相談に応じる。 南阿波定住自立圏共生ビジョン事業の中の女性支援パートナーシップ事業として実施する。	
1-(1) 3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 女性の悩みについて、専門の女性カウンセラーが相談に応じる。		【令和4年度】 女性の悩みについて、専門の女性カウンセラーが相談に応じる。	【令和5年度】 女性の悩みについて、専門の女性カウンセラーが相談に応じる。
DV被害者支援事業	人権・男女共同参画課	配偶者や交際相手等、親しい関係にある相手(加害者)から暴力を受けている被害者が、加害者の支配から離れ、自分自身の本来持っている力を取り戻すために、「阿南市配偶者暴力相談支援センター」において庁内外関係部局等と協力・連携し、被害者に最も身近なDV相談窓口として、自立に向けた切れ目のない支援を行う。	
1-(1) 2-(1) 3-(1) 3-(2)			
【令和3年度】 DV被害者からの相談に応じ、関係部局と協力・連携して相談者の気持ちに寄り添った支援を行う。 DV防止の啓発を推進する。		【令和4年度】 DV被害者からの相談に応じ、関係部局と協力・連携して相談者の気持ちに寄り添った支援を行う。 DV防止の啓発を推進する。	【令和5年度】 DV被害者からの相談に応じ、関係部局と協力・連携して相談者の気持ちに寄り添った支援を行う。 DV防止の啓発を推進する。

4 コミュニティ

基本目標 1	地域づくりを自ら考え自ら行う機運の醸成	基本目標 2	地域おこし協力隊退任後の市内定着の促進
<p><主要な施策></p> <p>(1)コミュニティ活動の促進</p> <p>(2)地域づくりに対応する助成</p> <p>(3)伊島地域振興対策の推進</p> <p>(4)辺地対策事業の推進</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)地域おこし協力隊の活動・定住支援</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
地域支援事業	市民生活課	市民が相互に交流し、連帯感を深めながら主体的にまちづくりに参画できるよう、コミュニティ意識の醸成、コミュニティ活動の拠点の充実と自主管理の促進を図る。	
1-(1) 1-(2)			
【令和3年度】 公会堂の維持管理、集会施設の修繕及び改修費用の補助、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成金を活用しての備品整備やコミュニティセンターの建設を通じて、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。	【令和4年度】 公会堂の維持管理、集会施設の修繕及び改修費用の補助、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成金を活用しての備品整備やコミュニティセンターの建設を通じて、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。	【令和5年度】 公会堂の維持管理、集会施設の修繕及び改修費用の補助、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成金を活用しての備品整備やコミュニティセンターの建設を通じて、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。	
離島振興事業	市民生活課	本市の離島地域では、人口減少や高齢化が進んでいるため、地域振興策とともに、利用者が減少傾向にある離島航路の維持確保に努める。	
1-(3) 1-(4)			
【令和3年度】 本市の離島地域では、人口減少や高齢化が進んでいるため、地域振興策とともに、利用者が減少傾向にある離島航路の維持確保に努める。	【令和4年度】 本市の離島地域では、人口減少や高齢化が進んでいるため、地域振興策とともに、利用者が減少傾向にある離島航路の維持確保に努める。	【令和5年度】 本市の離島地域では、人口減少や高齢化が進んでいるため、地域振興策とともに、利用者が減少傾向にある離島航路の維持確保に努める。	
地域おこし協力隊事業	ふるさと未来課	市内各地区へ都市圏からの地域おこし協力隊を配置することにより、さまざまな地域課題の解決に取り組み、また、地域おこし協力隊の定着を図ることにより、都市圏からの移住・定住の促進を図る。	
2-(1)			
【令和3年度】 受入団体及び地域住民と連携・意見調整し、地域課題解決に向けた具体的な方策を定め、地域の実情に応じた取組を進めるとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。	【令和4年度】 受入団体及び地域住民と連携・意見調整し、地域課題解決に向けた具体的な方策を定め、地域の実情に応じた取組を進めるとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。	【令和5年度】 受入団体及び地域住民と連携・意見調整し、地域課題解決に向けた具体的な方策を定め、地域の実情に応じた取組を進めるとともに、隊員自身の定住・定着に向けた活動を展開していく。	

基本政策Ⅲ 豊かな心と生きる力を育むまちづくり(教育・文化)

1 学校教育

基本目標 1	一人ひとりを大切にし、自ら学ぶ力を育てる教育の推進	基本目標 2	持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進
<主要な施策> (1)確かな学びを育む教育の推進 (2)ICTを活用した教員の指導力の向上 (3)外国語教育の充実 (4)防災・安全教育の推進 (5)教育支援の充実		<主要な施策> (1)郷土愛を育む教育の推進 (2)キャリア教育の推進 (3)地域企業との連携による早期職業観の醸成	
基本目標 3	社会の変化に対応する青少年健全育成の推進	基本目標 4	安全で安心して学べる教育環境の整備
<主要な施策> (1)青少年の健全育成に関する多角的な情報収集と発信 (2)相談活動の充実 (3)環境浄化活動の推進 (4)学校・地域・関係機関等との連携強化(再掲)		<主要な施策> (1)小中学校の再編統合に向けたプロジェクトの推進 (2)老朽化した小中学校の校舎改築 (3)学校トイレの洋式化の推進 (4)学校教育の情報化の推進	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
教育研究指導事業	教育研究所	幼稚園、小・中学校に教育研究委託を行い、研究紀要にまとめた論文を共有することで教職員の資質向上を図る。県内外の研究機関にも配布する。個々のニーズに合った特別支援教育の充実を図るため、教育支援委員会、教育支援委員会調査員の研修、教育相談、教育支援等を行う。外国語教育指導員が市内小学校を訪問し、5・6年生の外国語科、3・4年生の外国語活動に対応した学習支援、授業支援を実施する。学習評価や授業の進め方などの技術指導を行うなど、担任教師の外国語指導力を高めるための指導を行う。	
1-(1)		【令和3年度】 教職員の資質向上、特別支援教育の充実、外国語活動学習支援・授業支援を行い、教育の推進に取り組む。	【令和4年度】 教職員の資質向上、特別支援教育の充実、外国語活動学習支援・授業支援を行い、教育の推進に取り組む。
1-(1)	学校等教育活動事業	学校教育課	各小・中学校の学校運営が主体的かつ円滑に実施できるよう各学校に予算配分を行う。 各学校は校長のリーダーシップのもと学校の実態に応じた事業実施計画を作成し、事業の優先順位を踏まえ、適性に予算を執行する。
1-(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5) 2-(1) 2-(2) 2-(3) 3-(4)		【令和3年度】 各小・中学校へ予算配分を行う。 各学校は適正な予算執行に努める。	【令和4年度】 各小・中学校へ予算配分を行う。 各学校は適正な予算執行に努める。
	学校等教育振興事業	学校教育課	小学校及び中学校において、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進するために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進するとともに、デジタル教科書の整備・活用の推進及びICT環境の整備を行い、ICTを活用した教員の指導力向上を図る。 子どもの読書習慣の形成を促進するため、学校における読書環境を向上させる必要があることから、学校図書充実を図る。また、学校図書館サポーターとの連携を強化し、図書を活用した学習や活動を推進することにより、子どもの「主体的に読書活動に取り組む力」を育てる。 家庭・地域と連携を図り、郷土阿南の教育的資源を活用した学習内容を取り入れ、子どもの郷土愛を育む教育の推進を図る。
1-(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5) 2-(1) 2-(2) 3-(4) 4-(4)		【令和3年度】 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るために、教育研究事業等を実施するとともに、円滑な学校運営の実施に向け、環境整備を行う。	【令和4年度】 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るために、教育研究事業等を実施するとともに、円滑な学校運営の実施に向け、環境整備を行う。また、郷土愛を育む教育の推進を図るため、「阿南市が大好きだと言える子どもを育てる」事業を実施する。
			【令和5年度】 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るために、教育研究事業等を実施するとともに、円滑な学校運営の実施に向け、環境整備を行う。また、郷土愛を育む教育の推進を図るため、「阿南市が大好きだと言える子どもを育てる」事業を実施する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
外国青年招致事業	教育研究所	小学校の外国語活動、中学校の英語教育、就学前教育における国際理解の推進を図るため、外国語指導助手の派遣等により、市内保、幼、小、中の巡回訪問指導を行う。児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解に支援する。	
1-(3)			
【令和3年度】 小学校の外国語活動、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解に支援する。	【令和4年度】 小学校の外国語活動、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解に支援する。	【令和5年度】 小学校の外国語活動、中学校の英語教育、就学前教育において外国語指導助手の巡回訪問指導等を行い、児童生徒の「聴く・話す」といった英語力向上と国際理解に支援する。	
奨学資金貸付事業	教育総務課	修学意欲があり、かつ経済的理由により就学困難な者に対し、教育の機会均等を図ることを目的とし、奨学資金の貸付を行う。	
1-(5)			
【令和3年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。	【令和4年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。	【令和5年度】 経済的理由により就学困難とされる学生に就学を促すことを目的に、奨学資金の貸付を行い、教育の機会均等を図る。経済的な負担の軽減と安心して勉強に取り組める環境をつくる。	
学校等保健事業	学校教育課	阿南市立小学校及び中学校における児童・生徒・教職員の健康保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全の配慮を行うことを目的に健康診断や必要な消耗品・備品等の購入を行う。	
1-(5)			
【令和3年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。	【令和4年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。	【令和5年度】 教職員・児童・生徒の健康診断等及び衛生検査を実施し、学校における健康管理に努める。また、学校管理下の事故に対し共済給付を行い、学校生活のけが、疾病の治療費用の補償を行う。	
適応指導教室運営事業	教育研究所	文部科学省が毎年実施している調査によると、平成24年度以降、不登校児童生徒は明らかに増加し続けている。そんな中、平成27年12月に中央教育審議会答申が出され、「チームとして、この課題解決に取り組むことが必要である」と示された。それを受け、「ふれあい学級」ではセンター的な役割を果たすべく、様々な関係機関と連携を取りながら、社会的に自立した人間を目指した指導を推進している。継続的な学習活動や様々な体験活動を通じた適応指導のための、「ふれあい学級」の運営、保護者に対する相談や支援を実施している。高校進学・学校復帰を目指し、生活指導・進路指導を行う。	
1-(5)			
【令和3年度】 コロナ禍における児童生徒の心の状態を十分に把握し、市内各小・中学校や様々な関係機関をはじめ、家庭との連携を密にした取組を推進する。	【令和4年度】 市内各小・中学校や様々な関係機関をはじめとし、家庭との緊密な連携体制の下、自立した人間を目指すための取組を推進する。	【令和5年度】 市内各小・中学校や様々な関係機関をはじめとし、家庭との緊密な連携体制の下、自立した人間を目指すための取組を推進する。	
青少年健全育成事業	青少年健全育成センター	急速に変わりつつある青少年健全育成に関わる課題に対応するために、学校・地域・関係機関等との連携を強化するとともに、多角的な情報収集と調査研究を進め、市民に対して情報発信や啓発活動を推進し、青少年の健全育成を図る。	
3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4)			
【令和3年度】 青少年の健全育成につながる取組及び情報発信と啓発活動を推進する。	【令和4年度】 青少年の健全育成につながる取組及び情報発信と啓発活動を推進する。	【令和5年度】 青少年の健全育成につながる取組及び情報発信と啓発活動を推進する。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
小学校校舎等整備事業	教育総務課	<p>学校施設は、昭和50年代の児童数の増加に伴い集中整備されており、その約60%が大規模改修の目安となる築30年以上経過し、施設の損傷も見受けられるなど老朽化が著しい。</p> <p>本市では、特に老朽化している建物から順に、建て替えや大規模改修を行っているが、今後、これらにますます多くの費用が必要になることが想定され、行財政改革の観点からも、学校施設の適正な維持管理が課題となっている。</p> <p>こういった背景を踏まえ中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とする。</p>	
4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。		【令和4年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。	【令和5年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。
中学校校舎等整備事業	教育総務課	<p>学校施設は、昭和50年代の児童数の増加に伴い集中整備されており、その約60%が大規模改修の目安となる築30年以上経過し、施設の損傷も見受けられるなど老朽化が著しい。</p> <p>本市では、特に老朽化している建物から順に、建て替えや大規模改修を行っているが、今後、これらにますます多くの費用が必要になることが想定され、行財政改革の観点からも、学校施設の適正な維持管理が課題となっている。</p> <p>こうした背景を踏まえ、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とする。</p>	
4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。 阿南市屋内運動場改築工事(Ⅰ期)		【令和4年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。 阿南市羽ノ浦屋内運動場(Ⅱ期)	【令和5年度】 児童生徒数の推移や校区の再編、統廃合を見据え、学校施設保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設の長寿命化改修を行う。 阿南市羽ノ浦屋内運動場(Ⅲ期)
小学校トイレ洋式化改修事業	教育総務課	<p>近年の生活様式の変化による家庭における洋式便器の普及などにより、学校施設に求められるニーズも多様化してきており、和式便器から洋式便器への改修に加えて、バリアフリーを考慮したトイレの導入など、時代に合った衛生的で快適なトイレへの改修を目的とする。</p>	
4-(3)			
【令和3年度】 中野島小学校ほか3校の各トイレにおける洋式便器の設置及び最下階便所のバリアフリー化を1か所行う。		【令和4年度】 富岡小学校ほか2校の各トイレにおける洋式便器の設置及び最下階便所のバリアフリー化を1か所行う。	【令和5年度】 横見小学校ほか4校の各トイレにおける洋式便器の設置及び最下階便所のバリアフリー化を1か所行う。

2 生涯学習

基本目標 1	多様なニーズに応えた生涯学習活動の推進	基本目標 2	学びを支える環境整備
<p><主要な施策></p> <p>(1)公民館活動の充実 (2)市民参加による生涯学習の推進 (3)多様な科学センター事業の推進 (4)図書館サービスの充実</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)公民館活動の充実(再掲) (2)市民参加による生涯学習の推進(再掲) (3)公民館の適正な管理の推進 (4)生涯学習推進体制の充実 (5)市民への科学情報の提供 (6)図書館資料の充実</p>	
基本目標 3	科学センターの有効活用と科学教育の推進	基本目標 4	図書館活動の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)理科教員の研修・学校支援の充実 (2)科学センター理科学習の拡充 (3)学校や企業等とのネットワークの確立と科学センター事業の運営体制の強化</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)図書館資料の充実(再掲) (2)図書館サービスの充実(再掲)</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
公民館活動事業	生涯学習課	公民館活動を通じて社会教育団体の育成や文化活動、生涯学習活動の推進を図る。地域の各種団体と連携し、地域づくり活動の推進を図り、その活動を通じて主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図る。	
1-(1) 1-(2) 2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動を推進する。	【令和4年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動を推進する。
		【令和5年度】 主体的な地域活動を実施する団体や人材の育成を図るため、公民館では、地域の各種団体と連携し地域づくり活動を推進する。	
社会教育学級事業	生涯学習課	14地区公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象に地域の特色や市民ニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また、住民主体での学習活動につなげていくことを目指す。成人大学講座を定住自立圏構想のもと、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町と連携し、講座受講生による企画運営を行うことで、学習への主体的・積極的な取組を推進する。	
1-(1) 1-(2) 2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象にニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また、主体的な学習活動につなげる。定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を推進する。	【令和4年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象にニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また、主体的な学習活動につなげる。定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を推進する。
		【令和5年度】 公民館、生涯学習課において、幅広い年齢層を対象にニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域のネットワークづくり、また、主体的な学習活動につなげる。定住自立圏構想のもと成人大学講座を、講座受講生による企画運営で行うことにより、学習への主体的・積極的な取組を推進する。	
科学センター事業	科学センター	地域の小中学生に学習効果の高い理科授業を提供し、子供たちに理科学習のおもしろさを実感してもらうことによって、理科好きの子供たちを増やし、県南部の工都でもある阿南の科学技術に関する裾野を広げていくことを目的とする。 事業概要としては、平日は年間約100日をかけて市内小学校22校の児童向けに、「科学センター理科学習」を実施。また、土曜日・日曜日・祝日、学校長期休業期間には、科学実験や科学工作、天体観望会などを通じて、一般の方々についても科学に対する興味関心を高めることができるような事業を実施している。	
1-(3) 2-(5) 3-(1) 3-(2) 3-(3)		【令和3年度】 理科教育の拠点として児童生徒の科学的な見方、考え方を養うと共に、市民の科学への関心を高める。	【令和4年度】 理科教育の拠点として児童生徒の科学的な見方、考え方を養うと共に、市民の科学への関心を高める。
		【令和5年度】 理科教育の拠点として児童生徒の科学的な見方、考え方を養うと共に、市民の科学への関心を高める。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
図書館事業	図書館	<p>・生涯学習の中核施設として、図書、記録その他の資料及び情報を積極的に収集し、これらを整理・保存し、市民に提供することにより、市民の教養、教育、調査、研究、文化活動の発展に寄与する。</p> <p>・市民の誰もがいつでもどこでも利用できるように、那賀川図書館・羽ノ浦図書館・市役所図書館カウンターの連携を強化し、また、移動図書館車を運行し、図書館サービスの充実を図る。</p> <p>・阿南市電子図書館の利用促進を図る。</p>	
1-(4) 2-(6) 4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 新たに開設する市役所図書館カウンターの周知、利用の促進を図るため、那賀川図書館・羽ノ浦図書館及び移動図書館車の連携を強化し、図書館サービスの充実を図る。		【令和4年度】 市民の様々な要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集する。併せて予約・リクエストサービスの周知を図り、市民の求める資料を確実に提供する。また、ボランティアや関係団体との連携を行う。	【令和5年度】 市民の様々な要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集する。併せて予約・リクエストサービスの周知を図り、市民の求める資料を確実に提供する。また、ボランティアや関係団体との連携を行う。
公民館管理事業	生涯学習課	<p>地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理に努める。</p>	
2-(3)			
【令和3年度】 地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理を図る。		【令和4年度】 地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理を図る。	【令和5年度】 地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たすため、公民館の適切な運営及び施設の適正な維持管理を図る。
社会教育振興事業	生涯学習課	<p>生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。新成人主体の成人式を開催することにより、今後、本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深める。</p>	
2-(4)			
【令和3年度】 生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。今後、本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深めるため魅力ある成人式を開催する。		【令和4年度】 生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。今後、本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深めるため魅力ある成人式を開催する。(成年年齢引き下げにより、対象年齢、式典名称については検討中)	【令和5年度】 生涯学習の充実のため、各種事業の実施と各種団体の育成等生涯学習活動の推進を図る。今後、本市の地域社会の一翼を担う若人としての認識を深めるため魅力ある成人式を開催する。(成年年齢引き下げにより、対象年齢、式典名称については検討中)

3 スポーツ

基本目標 1	生涯スポーツ振興の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)スポーツに関する幅広い情報提供の推進 (2)スポーツ指導者の育成と確保 (3)スポーツ環境・施設の整備促進 (4)スポーツ振興計画の整備 (5)子どものスポーツ体験活動の推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
社会体育振興事業	スポーツ振興課	市民へのスポーツ普及振興を図るとともにその諸施策の企画・実施を行うことにより、市民の健康増進・体力の向上及び競技技術の向上並びに市民相互の交流を図ることを目的とする。	
1-(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5)		【令和3年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、大学との連携による研修機会の提供、スポーツに関する種々の情報提供により、スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。	【令和4年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、大学との連携による研修機会の提供、スポーツに関する種々の情報提供により、スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。
		【令和5年度】 社会体育団体の事務運営、市民参加の運動機会の提供、B&G海洋センター事業、大学との連携による研修機会の提供、スポーツに関する種々の情報提供により、スポーツの普及振興を進め、もって市民の健康増進及び体力・競技力の向上を図る。	
体育施設整備事業	スポーツ振興課	体育施設の整備・維持管理に関する業務を実施することにより、市民の心身の充足、青少年の健全育成、市民の余暇利用、また、憩いの場や交流の場として体育施設を活用することを目的とする。	
1-(3) 1-(4)		【令和3年度】 体育施設の耐震化、長寿命化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	【令和4年度】 体育施設の耐震化、長寿命化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。
		【令和5年度】 体育施設の耐震化、長寿命化、安全点検、故障・破損・不具合箇所の修繕、清掃・除草作業等により、施設の適切な整備及び管理を行い、施設の安全性と利便性の維持向上を図る。	
ベースボール型スポーツ推進事業	野球のまち推進課	「野球のまち阿南」として、野球を産業資本と位置つけた継続的な地域の活性化を行うためには、少子化、子供の遊び場不足、スポーツの多様化などにより年々減少傾向にある野球人口の底辺拡大が必要である。 野球人口底辺拡大の対策として、ボールを使った、投げる・打つ・捕るといった幼児期に必要な動きを取り入れ、安全に誰もが楽しく行えるベースボール型スポーツ事業を実施する。	
1-(5)		【令和3年度】 野球人口底辺拡大の対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。	【令和4年度】 野球人口底辺拡大の対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。
		【令和5年度】 野球人口底辺拡大の対策として、ベースボール型スポーツ事業を実施する。	

4 歴史・文化

基本目標 1	文化施設における文化芸術活動の推進	基本目標 2	歴史・文化資源の保存活用と継承
<主要な施策> (1)文化施設的环境整備 (2)市民参画、市民主導の文化芸術活動の促進 (3)優れた文化芸術の鑑賞や発表の機会の充実		<主要な施策> (1)国指定の史跡(若杉山辰砂採掘遺跡等)を中心とした文化財の調査・保存・整備及び情報発信 (2)映像技術等を利用した文化財及び歴史資料の公開と活用	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
文化会館・情報文化センター管理運営事業	文化振興課	心豊かで潤いのある地域社会実現に向けて、文化・芸術の健全な発展と広く市民の交流の推進を図ること、個性豊かな市民文化を振興し、魅力ある地域づくりに寄与するため、情報を軸とした文化活動の拠点とすることを目的に自主事業等を行う。 指定管理者による文化会館・情報文化センターの管理運営により、多様化する市民のニーズに応えやすくなり、魅力的な自主事業や地域向けイベントが充実することで、利用者満足度の向上につながる。 また、運営状況についても、計画の進捗並びに業務遂行状況の確認及び調整を行い、利用者へのサービス向上につなげ、利用促進を図る。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)		【令和3年度】 経年劣化による事故防止のため、舞台設備を中心に修繕を行い、文化芸術の健全な発展と市民の交流の推進を図る。	【令和4年度】 経年劣化による事故防止のため、舞台設備を中心に修繕を行い、文化芸術の健全な発展と市民の交流の推進を図る。
文化振興事業	文化振興課	新しい文化創造のため、市民の自主的な文化活動を支援することにより、多くの市民が文化芸術活動に参加できる場所と機会を提供し、芸術文化の健全なる推進と地域文化の交流を図る。	
1-(2) 1-(3)		【令和3年度】 市民が気軽に発表できる機会の提供や、文化芸術に触れることができるよう情報発信に取り組み、市民の文化芸術への関心を高める。	【令和4年度】 市民が気軽に発表できる機会の提供や、文化芸術に触れることができるよう情報発信に取り組み、市民の文化芸術への関心を高める。
文化財天然記念物保護事業	文化振興課	文化財保護理念の普及・啓発・活用のため、文化財の調査・指定・保存管理を行うとともに、国史跡を中心とした文化財を地域資源として活用する。	
2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また、地域資源として文化財の活用を推進する。	【令和4年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また、地域資源として文化財の活用を推進する。
		【令和5年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また、地域資源として文化財の活用を推進する。	【令和5年度】 文化財の調査を積極的に実施し、適切な保存・整備を行い、また、地域資源として文化財の活用を推進する。

基本政策Ⅳ 地域資源を生かした新たなにぎわいと活力を創出するまちづくり(産業・交流)

1 農業・林業・漁業

基本目標 1	農業生産基盤の整備	基本目標 2	生産性・収益性の高い農業の実現
<主要な施策> (1)農業用施設の適正な機能管理 (2)農業用施設の計画的な機能保全 (3)農村環境の良好な保全の支援		<主要な施策> (1)農地の集積や認定農業者制度の活用による農業の担い手・後継者対策の推進 (2)人・農地プラン等を推進することによる事業集積・集約化 (3)効率的な生産技術の導入やスマート化・機械化による省力化の推進 (4)移住就農者の増加を目的とした農業体験への受入体制・就農条件の充実 (5)有機栽培等の高付加価値化による「もうかる農業」の推進	
基本目標 3	第1次産業の諸課題の解決と売れる商材の確立	基本目標 4	森林の多面的かつ持続的な機能の発揮
<主要な施策> (1)竹資源の活用と放置竹林の再生 (2)有害鳥獣を食肉(ジビエ)の地域資源としての有効活用		<主要な施策> (1)森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査と明確化 (2)森林管理システムによる適正な森林管理・水源確保・山地災害等の予防	
基本目標 5	漁業経営体制の強化と安全・安心な漁業環境の整備		
<主要な施策> (1)漁業協同組合との協働によるつくり育てる漁業の振興 (2)高度衛生管理施設の整備 (3)担い手・後継者の育成 (4)経営の充実・安定化の支援 (5)流通体制の整備と消費の拡大の支援			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
農業用施設維持管理事業	農地整備課	農業用施設の適正な保守のため、管理農道・樋門・排水機場等の維持管理を行う。	
1-(1)			
【令和3年度】 管理農道・排水機場・樋門等の維持管理を行う。		【令和4年度】 管理農道・排水機場・樋門等の維持管理を行う。	【令和5年度】 管理農道・排水機場・樋門等の維持管理を行う。
農業用施設整備事業	農地整備課	農業用施設の保全、機能向上を図るため、農道、かんがい用排水路等の整備を行う。	
1-(1) 1-(2)			
【令和3年度】 農業用施設の長寿命化・機能停止等のリスク軽減を図る。		【令和4年度】 農業用施設の長寿命化・機能停止等のリスク軽減を図る。	【令和5年度】 農業用施設の長寿命化・機能停止等のリスク軽減を図る。
国営総合農地防災事業	農地整備課	那賀川にある既存の3か所の堰について、南岸堰を改修して統合すること及び既存幹線水路については一部パイプライン化と既存開水路の改修を行うことなどの農業用水利施設の防災機能強化、農業用水の水質改善を図ることを目的とする国営事業を推進するため、小松島市と結成している事業促進協議会に対し国営総合農地防災事業促進協議会負担金を拠出し、事業の調整を行う。	
1-(2)			
【令和3年度】 協議会との連携を図り、予算確保に向けた活動を行う。		【令和4年度】 協議会との連携を図り、予算確保に向けた活動を行う。	【令和5年度】 協議会との連携を図り、予算確保に向けた活動を行う。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
農道新設改良等補助事業	農地整備課	農地の利用、保全上必要な農業用施設に対して補助支援を行い、地域農業の活性化を図る。	
1-(3)			
【令和3年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。		【令和4年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。	【令和5年度】 農道新設改良等への補助金交付を行い、農業用施設の機能向上を図る。
多面的機能支払交付金事業	農地整備課	地域において、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで行う効果の高い共同活動への支援を行うことにより、将来にわたって農業・農村の基盤を支え環境の向上を図る。また、老朽化が進む農地周りの水路等、施設の長寿命化の取組みに対する支援を行う。	
1-(3)			
【令和3年度】 農業者を中心とした地域活動組織に対して交付金を交付し、農地の維持、農用地施設の補修・更新等に役立ててもらい、地元住民による地域資源の適切な保全管理と農業環境の保全を促進する。		【令和4年度】 農業者を中心とした地域活動組織に対して交付金を交付し、農地の維持、農用地施設の補修・更新等に役立ててもらい、地元住民による地域資源の適切な保全管理と農業環境の保全を促進する。	【令和5年度】 農業者を中心とした地域活動組織に対して交付金を交付し、農地の維持、農用地施設の補修・更新等に役立ててもらい、地元住民による地域資源の適切な保全管理と農業環境の保全を促進する。
中山間地域等直接支払交付金事業	農林水産課	耕作放棄地の増加等により、農地の持つ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため交付金を交付し、自律的かつ持続的な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな各種取組を支援する。	
1-(3) 2-(3)			
【令和3年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。		【令和4年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。	【令和5年度】 中山間地域では、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、耕作放棄が増加し、多面的機能が低下している。このため、農家に交付金を支払うことで農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため実施する。
人・農地問題解決支援事業	農林水産課	地域農業の持続的発展のため、農業経営の基盤である「人」と「農地」の問題を解決しながら、地域農業の将来的ビジョンを具体化し、中間管理機構を介した農地集積を進める。 また、認定農業者、新規就農者への支援により、担い手育成を図る。	
2-(1) 2-(2) 2-(3)			
【令和3年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。		【令和4年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。	【令和5年度】 農業者の高齢化と担い手・後継者不足の問題を解決するため、人・農地問題解決支援事業として様々な施策を実施する。
農山漁村未来創造事業	農林水産課	地域の実情に即したブランド産地のさらなる飛躍を目指し、ブランド品目の生産拡大や品質向上に向けた取組を行う生産者に対し、機械・施設の整備に対する支援及び省エネ・低コスト化のための施設導入等に対する補助を行うことで、中核的担い手農家の育成と生産者の経営の安定化を図る。	
2-(3)			
【令和3年度】 生産者が行う機械・施設の整備に対する支援及び省エネ・低コスト化のための施設導入等に対する補助を通じて、中核的担い手農家の育成と生産者の経営の安定を図る。		【令和4年度】 生産者が行う機械・施設の整備に対する支援及び省エネ・低コスト化のための施設導入等に対する補助を通じて、中核的担い手農家の育成と生産者の経営の安定を図る。	【令和5年度】 生産者が行う機械・施設の整備に対する支援及び省エネ・低コスト化のための施設導入等に対する補助を通じて、中核的担い手農家の育成と生産者の経営の安定を図る。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
経営所得安定対策事業	農林水産課	<p>主食用米の過剰な作付け状態から、他の作物、飼料用米などへの転換を促進することにより米価の安定を図る。</p> <p>経営面積の大規模化による農業経営の安定した生産力の確保を図る。</p>	
2-(3)			
【令和3年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。		【令和4年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。	【令和5年度】 米の新たな需要を開拓し、自給率の低い戦略作物の生産推進、農地の問題解決を目的とする本制度に必要な助成を受け、制度運営の円滑な実施を図る。
就農“できるよ”モデル事業	農林水産課	<p>農業従事者の高齢化や農産物の価格低迷に伴い販売額の減少や、農地、生産施設等の遊休化も懸念される。また、就農を志す若者には、農地やハウス建設等が整わず、担い手確保が十分でない。</p> <p>このような状況を踏まえ、関係団体が設立した協議会を通じて、産地や地域住民が主体となり、「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。</p>	
2-(4)			
【令和3年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。		【令和4年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。	【令和5年度】 「担い手確保」と「もうかる農業」を実践する「農の里」づくりを一体的に進め、管内農業の再生や新たな産地育成等を実現するための取組を行う。
環境保全型農業直接支払交付金事業	農林水産課	<p>有機農業や減農薬の取組など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。</p>	
2-(5)			
【令和3年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。		【令和4年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。	【令和5年度】 有機農業や減農薬の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に交付金を交付することで、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する。
放置竹林解消事業	農林水産課	<p>進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として補助金を交付し、さらなる取組の推進を図る。</p> <p>今後は、放置竹林の解消と、竹資源の活用のため、阿南高専及び各民間組織と連携した、竹資源等の活用による有機栽培農業の推進、竹炭などの関連商品の開発を行う。</p>	
3-(1)			
【令和3年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。		【令和4年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。	【令和5年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。
有害鳥獣対策事業	農林水産課	<p>農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する様々な取組を行う。</p>	
3-(2)			
【令和3年度】 農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する報償金を支払う。 農作物鳥獣被害防止協議会が行う鳥獣害防止対策事業への補助を通じて、鳥獣の侵入防止、環境保全に取り組み、農作物等への被害軽減を図る。		【令和4年度】 農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する報償金を支払う。 農作物鳥獣被害防止協議会が行う鳥獣害防止対策事業への補助を通じて、鳥獣の侵入防止、環境保全に取り組み、農作物等への被害軽減を図る。	【令和5年度】 農作物等に被害を与える有害鳥獣の駆除に対する報償金を支払う。 農作物鳥獣被害防止協議会が行う鳥獣害防止対策事業への補助を通じて、鳥獣の侵入防止、環境保全に取り組み、農作物等への被害軽減を図る。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
林業振興事業	農林水産課	交付金事業と森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。	
4-(1) 4-(2)			
【令和3年度】 交付金事業と森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。		【令和4年度】 交付金事業と森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。	【令和5年度】 交付金事業と森林環境譲与税を活用し、森林環境の明確化を行い、森林整備の根幹となる所有者間の境界の調査を進める。 また、適正な森林管理、水源確保、山地災害等の予防に努める。
松くい虫被害対策事業	農林水産課	阿南東部海岸保安林(16ha)の機能維持のため、松くい虫被害のための取組を継続的に行う。	
4-(2)			
【令和3年度】 松くい虫被害予防のため、薬剤散布を実施する。		【令和4年度】 松くい虫被害予防のため、薬剤散布を実施する。	【令和5年度】 松くい虫被害予防のため、薬剤散布を実施する。
共生林整備事業	農林水産課	森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	
4-(2)			
【令和3年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。		【令和4年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。	【令和5年度】 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるような多様な森林づくりを促進するため、人と自然の共生林において森林整備の促進を行う。
水産振興事業	農林水産課	阿南市の漁業振興事業の推進を図り、漁業の長期的な安定と経済的向上を資することを目的に設置された阿南市水産振興対策基金を活用し、水産振興対策基金運営委員会で審議した、各種水産振興事業を行う。	
5-(1) 5-(2) 5-(4) 5-(5)			
【令和3年度】 阿南市の漁業振興事業の推進を図り、漁業の長期的な安定と経済的向上を資することを目的に設置された阿南市水産振興対策基金を活用し、水産振興対策基金運営委員会で審議した、各種水産振興事業を行う。		【令和4年度】 阿南市の漁業振興事業の推進を図り、漁業の長期的な安定と経済的向上を資することを目的に設置された阿南市水産振興対策基金を活用し、水産振興対策基金運営委員会で審議した、各種水産振興事業を行う。	【令和5年度】 阿南市の漁業振興事業の推進を図り、漁業の長期的な安定と経済的向上を資することを目的に設置された阿南市水産振興対策基金を活用し、水産振興対策基金運営委員会で審議した、各種水産振興事業を行う。
離島漁業支援事業	農林水産課	輸送や販売・生産の面で不利な条件である離島漁業を活性化することを目標に、アワビの放流等の整備を図る。 また、コスト面で不利な条件である輸送費の支援を図る。	
5-(1) 5-(3) 5-(5)			
【令和3年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。		【令和4年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。	【令和5年度】 離島漁業再生支援交付金及び離島活性化交付金を活用し、伊島の漁業振興を図る。

2 工業

基本目標 1	既存企業の振興と新たな企業誘致の促進	基本目標 2	新産業の創出を担う起業家の育成
<p><主要な施策> (1)既存企業の操業拡大と応援態勢の強化 (2)工業用水の安定的な確保 (3)企業誘致の促進 (4)中小企業の経営基盤強化 (5)阿南工業高等専門学校等の学術機関及びLED関連企業との連携強化 (6)高速道路ネットワークの開通を見据えた新たな産業基盤形成の検討</p>		<p><主要な施策> (1)新産業の創出・起業支援 (2)県と連携したとくしまイノベーションセンター等の活用促進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
企業振興事業	商工政策課	水資源の安定的な確保を図り、流域における産業経済の発展、生活水準の向上に寄与するため渇水対策事業等を推進し、長安口ダム改造事業の早期完成を実現するため、徳島県及び四国地方整備局へ年1回、中央省庁へ年3回の要望活動を行う。 高速道路ネットワークの開通を見据えた新たな産業基盤形成の検討を行い、阿南工業高等専門学校等の学術機関及びLED関連企業との連携を図る。	
1-(1) 1-(2) 1-(4) 1-(5) 1-(6)		【令和3年度】 企業振興に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和4年度】 企業振興に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。
企業誘致等推進事業	商工政策課	市内への工場の新設、増設を奨励し、本市に対する各企業の投資を促進することで、産業の育成や振興、雇用の確保を図る。 空き工場等を活用し、地方への進出を目指しているIT関係企業や地域課題解決型ビジネス企業等の誘致を促進する。 企業立地フェア、サテライトオフィス等のイベントに参加し、関係課や関係機関と連携し各種イベントにブース出展等を行うことによって、サテライトオフィスや個人の誘致を促進し、産業の立地、新産業の創出に繋げていく。	
1-(3)		【令和3年度】 企業誘致等に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和4年度】 企業誘致等に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。
新産業創出等推進事業	商工政策課	阿南工業高等専門学校内に設置している阿南市インキュベーションセンターを活用し、産学官が共に連携することで、ベンチャー企業の支援、起業家の育成を行い、新技術の開発や新産業の創出を促進する。 本市の更なる新産業創出等を推進するため、徳島県が阿南光高等学校新野キャンパスに設置している、とくしまイノベーションセンターの活用促進を図る。 2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現や環境と成長の好循環を目指すため、持続可能なエネルギーミックスを推進する。	
1-(4) 2-(2)		【令和3年度】 新産業の創出やエネルギーミックスの推進に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和4年度】 新産業の創出やエネルギーミックスの推進に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。
創業支援事業	商工政策課	新規創業を志す者に対して、市内商工団体及び市内金融機関との連携により「阿南市創業支援セミナー」を開催し、阿南市内における更なる創業創出や国が提唱する地方創生に寄与することを目的とする。 受講者が国の創業支援補助金等を受給できるようにするため、講座内容については、【経営】【経理・財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識が取得できるように構成する。	
2-(1)		【令和3年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。	【令和4年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。
		【令和5年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。	【令和5年度】 阿南商工会議所等との連携により創業支援セミナーを開催し、新産業の開発・起業支援の取組を推進する。

3 商業

基本目標 1	中小企業振興の推進	基本目標 2	商業者の育成及び資質の向上
<p><主要な施策></p> <p>(1)地域の特産品開発と販路の拡大の促進</p> <p>(2)子どもの勤労観及び職業観の醸成</p> <p>(3)助成・融資制度による中小企業振興支援</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)商業者組織の充実・強化</p> <p>(2)商工業振興センターの利用促進</p> <p>(3)商業経営の近代化・合理化の促進</p> <p>(4)商店街の活性化の促進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
商工業振興事業	商工政策課	<p>地域資源であるLEDを活用し、市民と一体となって地域活性化及び経済活力の向上を図る。</p> <p>商工業者の育成及びその資質の向上を図り、中心市街地の活性化はもとより、新たな産業興しや交流、情報発信の拠点としての施設運営や事業展開を図る。</p>	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4)		<p>【令和3年度】</p> <p>中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、中小企業事業者を基礎に地域経済の振興を図る。</p>	<p>【令和4年度】</p> <p>中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、中小企業事業者を基礎に地域経済の振興を図る。</p>
		<p>【令和5年度】</p> <p>中小企業を取り巻く厳しい環境の中、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地域資源を活用し、考え、工夫し、努力して、中小企業事業者を基礎に地域経済の振興を図る。</p>	

4 観光

基本目標 1	地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進	基本目標 2	観光交流による活力あふれるまちづくりの推進
<p><主要な施策> (1)スポーツツーリズムによる産業の振興・地域の活性化、交流人口の拡大、関係人口の創出・拡大</p>		<p><主要な施策> (1)広域的な観光振興体制の充実と事業の強化 (2)インバウンド誘致環境整備の促進 (3)観光関連団体との連携・協力によるイベント等の開催 (4)本市ならではの体験・体感型観光プログラムの造成支援 (5)地域資源の一層の充実、活用及びネットワーク化 (6)特産品のPR (7)広報紙やケーブルテレビ、SNS等の積極的活用による本市の魅力発信</p>	

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		事業内容		
年度別事業概要【下段】				
阿南SUPタウンプロジェクト事業(再掲)	ふるさと未来課	SUP(スタンドアップパドルボード)を活用し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。		
1-(1)				
【令和3年度】		【令和4年度】		【令和5年度】
ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。		ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。		ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。
野球のまち推進事業	野球のまち推進課	野球を産業資本と位置づけ、野球に特化したスポーツツーリズムの野球観光ツアーや、野球と地域の豊かな自然を活用したスポーツ合宿を行い県外からの集客を図る。また、市民の関心の高いイベント開催等の取組を行うことで、地域の活性化、交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。		
1-(1)				
【令和3年度】		【令和4年度】		【令和5年度】
各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。		各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。		各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。
観光振興事業	商工政策課	阿南市内の恵まれた自然や歴史・文化等の様々な魅力を活用し、地域の各種団体と連携、協力及び支援によるイベント等を開催することにより、地域活性化の推進や交流人口の増加を図る。 また、本市ならではの魅力を発信する観光PR事業を実施することにより、更なる観光客の誘致や知名度の向上を目指す。		
2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4) 2-(5) 2-(6)				
【令和3年度】		【令和4年度】		【令和5年度】
観光関連団体との協働・支援によるイベント等の企画運営やPR事業を実施する。また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、観光事業の振興及び地域の活性化を図る。		観光関連団体との協働・支援によるイベント等の企画運営やPR事業を実施する。また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、観光事業の振興及び地域の活性化を図る。		観光関連団体との協働・支援によるイベント等の企画運営やPR事業を実施する。また、所管する観光施設の適切な管理を行うことにより、観光事業の振興及び地域の活性化を図る。
かもだ岬温泉保養施設管理運営事業	商工政策課	温泉保養施設と豊かな自然の中で、人と人との交流を促進し、健全なレクリエーションの振興に寄与する。		
2-(1) 2-(5)				
【令和3年度】		【令和4年度】		【令和5年度】
経営状況の改善・施設の整備などの問題点を洗い出し、今後の管理運営を行う。		経営状況の改善・施設の整備などの問題点解決に向けた取組を実施し、適切な管理運営を行う。		経営状況の改善・施設の整備などの問題点解決に向けた取組を実施し、適切な管理運営を行う。
シティプロモーション事業(再掲)	商工政策課	本市は豊かな自然と文化、産業が鮮やかに調和したまちといえる。その魅力のより一層の充実及びネットワーク化をした上で、イメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して、市外に効果的・戦略的に発信していく取組を進める。		
2-(7)				
【令和3年度】		【令和4年度】		【令和5年度】
市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。		市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。		市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。

5 雇用環境

基本目標 1	職場環境の整備や向上	基本目標 2	安定的な雇用に向けた支援
<主要な施策> (1)職場環境の整備促進 (2)就職差別撤廃の促進 (3)勤労者福祉の充実		<主要な施策> (1)若者の就労及び定着に向けた支援 (2)高齢者、障がい者及び女性の雇用の場の確保	
基本目標 3	関係機関や企業との連携		
<主要な施策> (1)就労関係機関との連携強化 (2)介護現場と連携したアクティブシニアの介護福祉職への雇用の促進			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
労働対策事業	商工政策課	就職の機会均等を図るため、人権問題などのほか様々な要因で円滑な就職が困難となっている者の就職促進や就労関係機関が相互に連携し、雇用対策に関する施策等を総合的かつ効果的に実施する。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 2-(1) 2-(2) 3-(1)			
【令和3年度】 市民が安心して働くことができる環境づくりのため、雇用創出及び拡充を図るとともに、公正な採用選考システムの確立と人権尊重の職場環境に向けた啓発及び関係機関や企業と連携し、職場環境の整備や向上に努める。		【令和4年度】 市民が安心して働くことができる環境づくりのため、雇用創出及び拡充を図るとともに、公正な採用選考システムの確立と人権尊重の職場環境に向けた啓発及び関係機関や企業と連携し、職場環境の整備や向上に努める。	【令和5年度】 市民が安心して働くことができる環境づくりのため、雇用創出及び拡充を図るとともに、公正な採用選考システムの確立と人権尊重の職場環境に向けた啓発及び関係機関や企業と連携し、職場環境の整備や向上に努める。
シルバー人材センター運営費補助事業	地域共生推進課	高齢者の生きがいの増進及び社会の活力維持のため、高齢者の意欲や能力に応じた就業機会の確保の手段としてシルバー人材センターの支援を行う。	
2-(2)			
【令和3年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。		【令和4年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。	【令和5年度】 阿南市シルバー人材センターに対し補助金を交付し、その活動を支援する。

6 交流

基本目標 1	関係人口の拡大・UIJターン促進による地域経済好循環の実現
<p><主要な施策></p> <p>(1)地域資源を生かした関係人口の創出・拡大による持続可能なまちづくりの推進</p> <p>(2)移住交流支援センターを中心としたUIJターンの促進</p> <p>(3)ふるさと会と連携した本市ゆかりの方の郷土愛の醸成</p> <p>(4)国際交流の推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南SUPタウンプロジェクト事業	ふるさと未来課	SUP(スタンドアップパドルボード)を活用し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	
1-(1)			
【令和3年度】 ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。	【令和4年度】 ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。	【令和5年度】 ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。	
関係人口創出・拡大事業	ふるさと未来課	<p>・東京事務所が取り組んできた、本市ゆかりの方々による人的ネットワークの基軸である東京・阿南ふるさと会活動を、関西・阿南ふるさと会と共に継続的に支援することにより、本市を応援していただく機運の醸成を図り、関係人口の創出と拡大、UIJターンにつなげていく。</p> <p>・港区、大正大学等を中心とした首都圏の自治体、大学等とのつながりを深化、拡大していく。</p>	
1-(1) 1-(3)			
【令和3年度】 東京と関西の両ふるさと会運営支援により本市ゆかりの方の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口の創出・拡大を図る。	【令和4年度】 東京と関西の両ふるさと会運営支援により本市ゆかりの方の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口の創出・拡大を図る。	【令和5年度】 東京と関西の両ふるさと会運営支援により本市ゆかりの方の郷土愛を醸成するとともに、首都圏の自治体、大学等との連携を継続し、本市応援団としての関係人口の創出・拡大を図る。	
空き家対策推進事業	ふるさと未来課	増加傾向にある空き家への対策として、特に移住者向けの住宅として活用するため、空き家の調査を行い、また、移住者に対して情報提供を行う。	
1-(2)			
【令和3年度】 移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。	【令和4年度】 移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。	【令和5年度】 移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。	
交流推進事業	秘書広報課	<p>市民主体の国際交流及び地域間交流を推進し、地域の活性化、人づくりを促進することを目的とする。</p> <p>国際交流協会を支援することにより、市民の国際意識を醸成し、国際化に対応できる人材の養成や確保を図る。</p> <p>徳島県外国人相談支援ネットワーク会議への参加や国際交流協会との連携により、外国人受入体制の整備を図る。</p> <p>徳島県人会(香川・愛媛・近畿・中部・福岡)総会に参加し、阿南市のPR活動を行う。</p>	
1-(3) 1-(4)			
【令和3年度】 国際交流協会への支援を行うとともに、徳島県外国人相談支援ネットワーク会議へ参加し、外国人の受入体制の整備を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。	【令和4年度】 国際交流協会への支援を行うとともに、徳島県外国人相談支援ネットワーク会議へ参加し、外国人の受入体制の整備を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。	【令和5年度】 国際交流協会への支援を行うとともに、徳島県外国人相談支援ネットワーク会議へ参加し、外国人の受入体制の整備を図る。 徳島県人会総会での阿南市PR活動を行う。	

基本政策Ⅴ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり(都市基盤・都市環境)

1 土地利用

基本目標 1	集住型のコミュニティづくりの推進
<主要な施策> (1)多極ネットワーク型コンパクトシティの推進 (2)阿南市都市計画マスタープランの見直し	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南駅周辺整備事業 (再掲)	まちづくり推進課	JR阿南駅周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、JR阿南駅周辺地区における新たな拠点づくりのビジョン及び事業化方策について検討を行う。	
1-(1)			
【令和3年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。		【令和4年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。	【令和5年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。
都市計画総務事業	まちづくり推進課	人口減少、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、「阿南市都市計画マスタープラン」及び「阿南市立地適正化計画」等について、新たなまちづくりの課題を踏まえた計画の見直しの検討を行い、安全で魅力あるまちづくりを推進する。	
1-(1) 1-(2)			
【令和3年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の令和4年度施行に伴う都市計画法施行条例の改正の検討		【令和4年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・阿南市都市計画法施行条例の改正及び運用	【令和5年度】 ・都市計画マスタープランの見直しの検討 ・立地適正化計画の進捗状況の把握

2 自然環境

基本目標 1	自然環境保全の推進	基本目標 2	持続可能なエネルギー事業の推進
<p><主要な施策> (1)環境施策の総合的推進 (2)地球温暖化対策の推進 (3)市民の自主的な環境保全実践活動の支援 (4)生物多様性ホットスポットの保全と持続的な活用 (5)那賀川自然再生事業(那賀川河川事務所)の推進 (6)市民や事業者へのカーボンニュートラルにつながる行動の普及・啓発</p>		<p><主要な施策> (1)持続可能なエネルギーミックスの推進 (2)バイオマス産業都市の推進</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
環境政策推進事業	環境保全課	日常生活及び事業活動における生活環境及び自然環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の住民の健康の保護と生活環境の保全及び豊かな自然に恵まれたふるさとの環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。 阿南市では、住民の健康保護及び生活・自然環境を保全するため、阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行っている。	
1-(1) 1-(3) 1-(4) 1-(5)			
【令和3年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。		【令和4年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和5年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。
住宅用太陽光発電導入支援事業	環境保全課	住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助を行い、地球温暖化対策の推進、低炭素型社会の形成を図る。	
1-(2) 1-(6)			
【令和3年度】 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助を行い、地球温暖化対策の推進、低炭素型社会の形成を図る。		【令和4年度】 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助を行い、地球温暖化対策の推進、低炭素型社会の形成を図る。	【令和5年度】 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助を行い、地球温暖化対策の推進、低炭素型社会の形成を図る。
新産業創出等推進事業(再掲)	商工政策課	阿南工業高等専門学校内に設置している阿南市インキュベーションセンターを活用し、産学官が共に連携することで、ベンチャー企業の支援、起業家の育成を行い、新技術の開発や新産業の創出を促進する。 本市の更なる新産業創出等を推進するため、徳島県が阿南光高等学校新野キャンパスに設置している、とくしまイノベーションセンターの活用促進を図る。 2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現や環境と成長の好循環を目指すため、持続可能なエネルギーミックスを推進する。	
2-(1)			
【令和3年度】 新産業の創出やエネルギーミックスの推進に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。		【令和4年度】 新産業の創出やエネルギーミックスの推進に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。	【令和5年度】 新産業の創出やエネルギーミックスの推進に係る目標、指標を達成するため、各取組を着実に推進する。
放置竹林解消事業(再掲)	農林水産課	進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として補助金を交付し、さらなる取組の推進を図る。 今後は、放置竹林の解消と、竹資源の活用のため、阿南高専及び各民間組織と連携した、竹資源等の活用による有機栽培農業の推進、竹炭などの関連商品の開発を行う。	
2-(2)			
【令和3年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。		【令和4年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。	【令和5年度】 進入竹除去、竹林整備を行う活動組織に対し、森林・山村多面的機能発揮対策事業として交付金を交付し、放置竹林の解消に努める。

3 市街地整備・都市景観

基本目標 1	パブリックスペースを活用したまちづくりの推進	基本目標 2	官民連携による市街地整備の推進
<p><主要な施策> (1)パブリックスペースを活用したイベントの開催 (2)空き店舗・空き家の利用促進</p>		<p><主要な施策> (1)官民協力手法を視野に入れた阿南駅前周辺整備 (2)官民連携による図書館等の公共施設の整備 (3)まちづくりエリアプラットフォームの構築</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南駅前周辺整備事業	まちづくり推進課	JR阿南駅前周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、JR阿南駅前周辺地区における新たな拠点づくりのビジョン及び事業化方策について検討を行う。	
1-(1) 2-(1) 2-(2) 2-(3)		<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 阿南駅前周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 阿南駅前周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。
あなんぐらし支援事業(再掲)	住宅課	住宅のリフォーム等に係る費用の一部を補助することで、住宅の長寿命化及び居住環境の向上を図り、もって定住・移住の推進、空き家の発生予防並びに地域活性化を図る。	
1-(2)		<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。
		<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。 	

4 道路・交通

基本目標 1	新規路線等の整備による交通ネットワークの充実	基本目標 2	市道の安全性・快適性の向上
<主要な施策> (1)市道の整備 (2)阿南駅前広場及び駅周辺の骨格道路の整備推進 (3)四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道の整備促進 (4)一般国道55号阿南道路と阿南インターチェンジ(仮称)を東西に結ぶ幹線道路の整備促進 (5)地域活性化の拠点となる新たな「道の駅」の研究		<主要な施策> (1)市道の適正な管理・保全 (2)管理橋りょうの計画的な修繕	
基本目標 3	地域公共交通の核となるバス路線及び離島航路の確保・維持		
<主要な施策> (1)持続性のある地域公共交通の確保維持 (2)地域公共交通の利用促進 (3)地域ニーズに即した新たな移動モデルの構築			

事業名	主管課	事業内容		
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】		
道路橋りょう新設改良事業	土木課	認定市道の改良事業(拡幅、舗装、側溝整備)を行うことにより、道路の機能性、安全性、快適性の向上を図り、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与するとともに、計画的、効率的なストックマネジメントによる将来コスト縮減に努める。		
1-(1)				
【令和3年度】 認定市道の改良事業を行う。		【令和4年度】 認定市道の改良事業を行う。		【令和5年度】 認定市道の改良事業を行う。
道路橋りょう整備事業	土木課	国の「社会資本整備総合交付金事業」及び「道路メンテナンス事業」を活用し、道路整備や橋りょう修繕等を行うことにより、市民生活に重要となる基幹道路の整備促進を図り、快適で暮らしやすいまちづくりに寄与するとともに、安全で安心な交通環境の形成、大規模災害時における交通網の確保を行う。		
1-(1) 2-(2)				
【令和3年度】 国の交付金事業や補助事業を活用し、道路整備、橋りょう修繕等を行う。		【令和4年度】 国の交付金事業や補助事業を活用し、道路整備、橋りょう修繕等を行う。		【令和5年度】 国の交付金事業や補助事業を活用し、道路整備、橋りょう修繕等を行う。
阿南駅周辺整備事業(再々掲)	まちづくり推進課	JR阿南駅周辺地域における賑わい創出を図り、都市拠点として相応しい魅力あるまちづくりを行うため、駅周辺のパブリックスペースを活用した取組を推進するとともに、JR阿南駅周辺地区における新たな拠点づくりのビジョン及び事業化方策について検討を行う。		
1-(2)				
【令和3年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。		【令和4年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。		【令和5年度】 ・まちづくり組織等による駅周辺のパブリックスペースを活用したまちづくりを推進する。 ・阿南駅周辺地区における「新たな拠点づくり」を推進する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
高速自動車道整備促進事業	特定事業推進課	「四国8の字ネットワーク」の早期完成は、信頼性の高い道路ネットワークの確保や地域の閉塞感の解消など、広域交流と地域の「安心」と「活力」を支える上で重要な事業である。阿南IC～徳島沖洲IC間は、国土開発幹線自動車道建設会議において決定された新直轄方式により整備される区間であり、高速道路ネットワークの空白地帯解消のために計画されている地域高規格道路「阿南安芸自動車道」と相まって、地域格差及び慢性的な渋滞の解消、円滑な緊急輸送の実現や広域交流の促進を図る上で最重要路線である。	
1-(3) 1-(4)			
【令和3年度】 四国横断自動車道の早期完成、地域高規格道路阿南安芸自動車道の建設促進と併せて、高速道路「四国8の字ネットワーク」の早期完成を目指して関連する諸団体と協議、連携しながらミッシングリンクの解消に向けて取り組む。	【令和4年度】 四国横断自動車道の早期完成、地域高規格道路阿南安芸自動車道の建設促進と併せて、高速道路「四国8の字ネットワーク」の早期完成を目指して関連する諸団体と協議、連携しながらミッシングリンクの解消に向けて取り組む。	【令和5年度】 四国横断自動車道の早期完成、地域高規格道路阿南安芸自動車道の建設促進と併せて、高速道路「四国8の字ネットワーク」の早期完成を目指して関連する諸団体と協議、連携しながらミッシングリンクの解消に向けて取り組む。	
国道55号整備促進事業	特定事業推進課	一般国道55号阿南道路は、小松島市大林町から阿南市橘町までの延長18.4kmの一般国道で、国道55号のバイパスとして全線開通に向けて整備中である。既に17.2kmが供用開始されており、残る区間約1.2kmの整備促進を図る。	
1-(3) 1-(4)			
【令和3年度】 地域の実情に応じた整備手法を提言するなど関係市町が連携して要望活動を行うことにより、圏域内の国道の整備促進を図り、更なる地域間交流を深め、地域の活性化、住民の安全・安心に寄与する。	【令和4年度】 地域の実情に応じた整備手法を提言するなど関係市町が連携して要望活動を行うことにより、圏域内の国道の整備促進を図り、更なる地域間交流を深め、地域の活性化、住民の安全・安心に寄与する。	【令和5年度】 地域の実情に応じた整備手法を提言するなど関係市町が連携して要望活動を行うことにより、圏域内の国道の整備促進を図り、更なる地域間交流を深め、地域の活性化、住民の安全・安心に寄与する。	
土木総務事業	土木課	国・県が実施する道路整備事業において、事業の拡大、推進が着実に図られるよう要望し、その実現に向けて支援を行う。 道路台帳(認定市道)を最新の情報に更新することにより、市道の管理、状況把握に万全を期す。	
2-(1)			
【令和3年度】 国道及び県道の整備促進に必要な要望活動や会合への参加並びに道路台帳の更新を行う。	【令和4年度】 国道及び県道の整備促進に必要な要望活動や会合への参加並びに道路台帳の更新を行う。	【令和5年度】 国道及び県道の整備促進に必要な要望活動や会合への参加並びに道路台帳の更新を行う。	
地域公共交通対策事業	まちづくり推進課	自家用車の利用のできない市民の移動手段の核となる公共交通機関として、市内を走行するバス路線等の確保維持を図る。	
3-(1) 3-(2) 3-(3)			
【令和3年度】 地域公共交通総合連携計画が計画期間を終了しているため、今後の公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定を行う。また、既存の公共交通機関の確保維持に加えて、既存の交通モードにとらわれない交通手段を検討する。	【令和4年度】 地域公共交通計画に基づいた路線の確保維持や既存の交通モードにとらわれない交通体系の構築する。	【令和5年度】 地域公共交通計画に基づいた路線の確保維持や既存の交通モードにとらわれない交通体系の構築する。	

5 公園・緑化

基本目標 1	市街地部等における公園の整備	基本目標 2	公園施設の維持管理
<主要な施策> (1)牛岐城趾公園や阿南西部公園の良好な維持管理 (2)安全・安心に利用できる公園施設の整備・充実		<主要な施策> (1)遊具等公園施設の定期点検の実施及び日常パトロール (2)計画的な維持管理、補修・更新による公園施設の長寿命化	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
都市公園整備事業	公園緑地課	商店街等中心市街地の活性化を目的とし、中心市街地における公園・緑地の整備により、地域のにぎわいの場、商店街等の地域イベントの交流拠点づくりを図る。	
1-(1) 1-(2) 2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 公園施設長寿命化計画を策定する。	【令和4年度】 牛岐城趾公園整備事業及び長寿命化計画による遊具更新業務を実施する。
			【令和5年度】 牛岐城趾公園整備事業及び長寿命化計画による遊具更新業務を実施する。
公園緑地維持管理事業	公園緑地課	遊具等施設の点検を始め、公園内を常に健全な状態に維持管理することで、憩いの広場を提供する。	
1-(2) 2-(1) 2-(2)		【令和3年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施する。 また、計画的な維持管理、補修・更新による施設の長寿命化を実施する。	【令和4年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施する。 また、計画的な維持管理、補修・更新による施設の長寿命化を実施する。
			【令和5年度】 遊具等の公園施設の定期点検及び日常パトロールを実施する。 また、計画的な維持管理、補修・更新による施設の長寿命化を実施する。

6 循環型社会

基本目標 1	ごみの発生抑制とリサイクル率の向上
<主要な施策> (1)ごみの減量化・分別排出に対する市民意識の啓発 (2)資源ごみ回収団体やごみ問題に取り組む市民団体の育成 (3)ごみ処理施設の適切な運営	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
ごみ収集管理事業	生活環境課	家庭から発生するごみの収集運搬を行うことにより、生活衛生の向上を図る。	
1-(1)			
【令和3年度】 家庭から排出されたごみを計画的に収集運搬を行う。 多様化する生活環境から排出されるごみの分別を行うことにより、ごみのリサイクル推進を図りまた、排出ごみの抑制を図る。	【令和4年度】 家庭から排出されたごみを計画的に収集運搬を行う。 多様化する生活環境から排出されるごみの分別を行うことにより、ごみのリサイクル推進を図りまた、排出ごみの抑制を図る。	【令和5年度】 家庭から排出されたごみを計画的に収集運搬を行う。 多様化する生活環境から排出されるごみの分別を行うことにより、ごみのリサイクル推進を図りまた、排出ごみの抑制を図る。	
清掃総務事業	環境管理課	○一般廃棄物のうち、再生利用が可能な資源ごみを回収し、資源ごみ回収業者で適正に処理した登録団体に対して奨励金を交付することにより、資源ごみ回収運動を推進し、ごみの減量化、資源化を図る。 ○電気式生ごみ処理機等を設置する者に対し、購入費補助金を交付することにより、ごみの減量化・資源化意識の高揚を図る。	
1-(1) 1-(2)			
【令和3年度】 ○資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。 ○電気式生ごみ処理機等の設置を広報活動により3R運動を推進する。	【令和4年度】 ○資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。 ○電気式生ごみ処理機等の設置を広報活動により3R運動を推進する。	【令和5年度】 ○資源ごみ回収団体への奨励金の交付及び広報活動等により団体の育成を行うことにより3R運動を推進する。 ○電気式生ごみ処理機等の設置を広報活動により3R運動を推進する。	
エコパーク阿南管理事業	環境管理課	○環境啓発センターにおいてECOイベント等を開催することにより、環境学習と3Rの推進を図る。 ○ごみ処理施設「エコパークあなん」の適切な運営を行い、ごみの適正処理と再利用化を促進する。	
1-(3)			
【令和3年度】 ○エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ○ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。	【令和4年度】 ○エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ○ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。	【令和5年度】 ○エコイベントを開催し3R運動を推進する。 ○ごみの資源化に努めリサイクルを推進する。	

7 住環境

基本目標 1	良好な生活環境の保全	基本目標 2	快適な暮らしの支援
<主要な施策> (1)環境保全・環境美化活動の推進 (2)大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭防止対策の推進 (3)自然環境監視体制の充実		<主要な施策> (1)住宅政策の総合的推進	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
環境政策推進事業 (再掲)	環境保全課	日常生活及び事業活動における生活環境及び自然環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の住民の健康の保護と生活環境の保全及び豊かな自然に恵まれたふるさとの環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。 阿南市では、住民の健康保護及び生活・自然環境を保全するため、阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行っている。	
1-(1) 1-(2) 1-(3)			
【令和3年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和4年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	【令和5年度】 阿南市内における大気・水質・土壌・騒音等の調査・分析により環境状況の把握を行うと共に生活環境保全対策を総合的に推進する。	
住宅管理事業	住宅課	市営住宅の維持管理、入退去の決定等、市営住宅使用料の徴収、市営住宅の補修、修繕を行う。	
2-(1)			
【令和3年度】 市営住宅の管理業務をする。	【令和4年度】 市営住宅の管理業務をする。	【令和5年度】 市営住宅の管理業務をする。	
あなんぐらし支援事業	住宅課	住宅のリフォーム等に係る費用の一部を補助することで、住宅の長寿命化及び居住環境の向上を図り、もって定住・移住の推進、空き家の発生予防並びに地域活性化を図る。	
2-(1)			
【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。	【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。	【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、住宅の品質確保、長寿命化、中古住宅の購入促進、転入による地域活性化を図る。	
住んでみんでANAN事業	住宅課	定住人口の増加を図り、もって地域の活性化に資するため、住宅を取得する子育て世帯等に対して、その経費の一部を補助する。	
2-(1)			
【令和3年度】 住宅金融支援機構と連携し、多様な広報媒体を通して本市の魅力を発信することで本市への子育て世帯の移住・定住を促進し、人口の増加による地域活性化を図る。	【令和4年度】 住宅金融支援機構と連携し、多様な広報媒体を通して本市の魅力を発信することで本市への子育て世帯の移住・定住を促進し、人口の増加による地域活性化を図る。	【令和5年度】 住宅金融支援機構と連携し、多様な広報媒体を通して本市の魅力を発信することで本市への子育て世帯の移住・定住を促進し、人口の増加による地域活性化を図る。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
公営住宅長寿命化事業	住宅課	昭和40年から50年代に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えるため、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る。	
2-(1)			
【令和3年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。	【令和4年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。	【令和5年度】 現在の市営住宅の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などを図る。	
公営住宅建設事業	住宅課	老朽化した公営住宅の建替えをすることにより、居住性能及び住環境の向上を図る。	
2-(1)			
【令和3年度】 老朽化した公営住宅を集約し、建替えを図る。	【令和4年度】 老朽化した公営住宅を集約し、建替えを図る。	【令和5年度】 老朽化した公営住宅を集約し、建替えを図る。	
木造住宅耐震化促進事業(再掲)	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断等を希望する者に、耐震診断等費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。	
2-(1)			
【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。	【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。	【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震診断の受診を促進し、耐震化に関する市民の意識向上を図る。	
木造住宅耐震改修促進事業(再掲)	住宅課	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際に、その費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、地震による住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進める。 また、耐震化と併せて実施する住まいのスマート化工事やリフォーム工事に係る費用の一部を補助することで、人と自然にやさしい住環境の整備を促進し、快適で暮らしやすいまちづくりを進める。	
2-(1)			
【令和3年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	【令和4年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	【令和5年度】 多様な広報媒体を活用し、耐震化に係る情報提供や啓発活動を行い、耐震化に関する市民の意識向上を図り、耐震改修等の実施を促進する。	

8-1 上下水道(上水道)

基本目標 1	災害に対して強靱な水道施設の整備	基本目標 2	水の安定供給と健全経営の維持
<主要な施策> (1)水道施設の耐震化の推進による水道事業の基盤強化 (2)水道資産の適正な管理体制の構築 (3)非常時における業務継続体制の構築と住民連携の推進		<主要な施策> (1)収支予測を考慮した長期的視点による施設の維持更新計画策定 (2)水道事業の健全な経営確保に向けた水道料金など供給規程の見直し	
基本目標 3	安全で良質な水道水の確保		
<主要な施策> (1)徹底した水質管理による安全・安心な水の供給			

事業名 関連主要施策番号	主管課	事業内容		
年度別事業概要【下段】				
上水道施設耐震化対策事業	水道課	施設の老朽化による水道施設の更新に加え、将来予想される大規模災害に備えた施設の耐震化が求められている。特に、市の中心部への配水を担う富岡配水池及び配水池への送水管など、主要施設の更新(耐震化)は喫緊の課題となっており、これら主要施設の耐震化を推進することにより強靱な水道を構築し、災害時において安全で安定した水の供給を図る。		
1-(1)				
【令和3年度】 配水池、基幹管路等、主要施設の耐震化を推進し、強靱な水道の構築を図る。		【令和4年度】 配水池、基幹管路等、主要施設の耐震化を推進し、強靱な水道の構築を図る。		【令和5年度】 配水池、基幹管路等、主要施設の耐震化を推進し、強靱な水道の構築を図る。
上水道施設適正維持管理事業	水道課	水道施設台帳の電子化によるデータベースの構築により維持管理体制を強化し、適正な資産管理を推進することにより、情報管理の効率化及び危機管理対策を図り、災害に対して強靱な水道を構築する。		
1-(2)				
【令和3年度】 水道台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。		【令和4年度】 水道台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。		【令和5年度】 水道台帳の電子化による効率的かつ適正な維持管理体制の構築を図る。
危機管理体制等整備事業	水道課	阿南市業務継続計画に基づいた危機管理体制マニュアルを策定することにより、南海トラフ地震など様々な危機事象に対する業務継続体制を強化し、水の安定供給を図る。また、他事業体との相互連携及び地域防災訓練等での応急給水活動の実践による住民との連携を強化することにより、非常時における円滑な応急給水対応を図る。		
1-(3)				
【令和3年度】 危機管理体制マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。		【令和4年度】 危機管理体制マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。		【令和5年度】 危機管理体制マニュアルに基づき体制強化を図るとともに、各防災訓練等への参加により相互連携の強化を図る。
上水道施設適正資産管理事業	水道課	水道施設の老朽化の進行により更新需要の到来が重なる今後においては、財政収支予測を見極めた長期的な視点による計画的な維持・更新が求められる。また、市町合併及び旧簡水統合等により多くの施設を抱える本市において、これら多大な資産を将来にわたり適正に維持・管理していくためには、人口減少による水需要を予測した施設のダウンサイジング、更には効率的な施設運営を視野に入れた統廃合計画が必要である。水道資産の現状を把握した上で適正な維持・更新計画を策定し、定期的な見直しを実施していくことにより経営の安定化及び強靱な水道の構築を図る。		
2-(1)				
【令和3年度】 維持・更新計画の適宜見直しを実施する。		【令和4年度】 維持・更新計画の適宜見直しを実施する。		【令和5年度】 維持・更新計画の適宜見直しを実施する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
上水道経営健全化事業	水道課	人口減少、節水型機器の普及等による水需要の減少に伴い収益が減少傾向に進むなか、将来にわたり安定した事業運営を継続していくことが求められている。安定した事業運営の継続には、施設の維持更新費用を見通したアセットマネジメントを活用しつつ、将来の事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図るなど、財源となる料金制度の見直しが必要であり、水道料金の適正化により健全かつ安定した事業経営の維持を図る。	
2-(2)		【令和3年度】 水道料金改定の検討を行う。	【令和4年度】 水道料金改定を実施する。
			【令和5年度】 安定経営の継続を図る。
上水道水質管理事業	水道課	定期的な水質検査の継続により水質管理体制を徹底し、基準に適合した良質で安全な水道水の確保により、安心安全な水の供給を図る。	
3-(1)		【令和3年度】 良質で安心安全な水の供給の維持を図る。	【令和4年度】 良質で安心安全な水の供給の維持を図る。
			【令和5年度】 良質で安心安全な水の供給の維持を図る。

8-2 上下水道(下水道)

基本目標 1	生活排水の水質向上	基本目標 2	下水道施設・し尿処理施設の計画的な維持管理
<主要な施策> (1)小型合併処理浄化槽設置による水質向上		<主要な施策> (1)下水道施設の維持管理(改築・更新) (2)羽ノ浦農業集落排水処理施設の維持管理 (3)し尿処理施設(コミュニティプラントを含む)の維持管理	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
合併処理浄化槽設置推進事業	環境保全課	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型合併処理浄化槽設置補助金を交付し、設置を奨励する。(ただし、下水道区域、コミュニティプラント事業区域、農業集落排水区域は、基本的に補助対象外)	
1-(1)			
【令和3年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対し補助金を交付する。		【令和4年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対し補助金を交付する。	【令和5年度】 10人槽以下の小型合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するものに対し補助金を交付する。
下水道施設維持管理事業	下水道課	公共下水道施設の適正な維持管理を行うことで、富岡雨水ポンプ場によって浸水被害の防除を行うとともに、富岡浄化センターによる公共用水域の水質保全と市民の衛生的で快適な生活環境の維持に努める。	
2-(1)			
【令和3年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。		【令和4年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。	【令和5年度】 富岡町の浸水対策については、ポンプ場の適切な運転管理を行うことにより、大雨時の浸水被害の軽減を図る。また、汚水対策については下水道の普及促進により、生活環境の改善、農業用水の水質保全、河川の汚染防止等を推進する。
下水道施設整備事業	下水道課	下水道施設の老朽化が見込まれるため、ストックマネジメント計画を策定し、施設の計画的な改築・更新を行うことで、安全で良質な下水道サービスの維持に努める。	
2-(1)			
【令和3年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。		【令和4年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。	【令和5年度】 施設全体の老朽化の状態を把握しながら、下水道施設の長寿命化を図り、適正な施設管理を行い良好な下水道サービスを推進する。
農業集落排水事業	農地整備課	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持し、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与できるよう適正に施設の維持管理に努める。	
2-(2)			
【令和3年度】 農業集落排水施設の維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。		【令和4年度】 農業集落排水施設の維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。	【令和5年度】 農業集落排水施設の維持管理及び経年劣化による老朽化対策を推進する。

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南市伊島地区生活排水処理事業	環境保全課	伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に高度処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	
2-(3)			
【令和3年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に高度処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。		【令和4年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に高度処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。	【令和5年度】 伊島地区は離島であり、コミュニティ・プラント施設にて生活雑排水を集散的に高度処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図り、快適で美しく住みよい住環境を創造する。
春日野地域下水道事業	環境保全課	春日野地域下水道処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。また、老朽化に伴い施設の建替えに向けての準備を行う。	
2-(3)			
【令和3年度】 春日野地域下水道処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。また、老朽化に伴い施設の建替えに向けての準備を行う。		【令和4年度】 春日野地域下水道処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。また、老朽化に伴い施設の建替えに向けての準備を行う。	【令和5年度】 春日野地域下水道処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。また、老朽化に伴い施設の建替えに向けての準備を行う。
豊香野地区生活排水処理事業	環境保全課	豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	
2-(3)			
【令和3年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。		【令和4年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和5年度】 豊香野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。
西春日野生活排水処理事業	環境保全課	西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	
2-(3)			
【令和3年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。		【令和4年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。	【令和5年度】 西春日野地区生活排水処理施設の維持管理を行い、区域内のし尿及び生活排水を適切に処理することにより、公共水域での汚濁負荷低減を図る。
クリーンピュア管理事業	環境管理課	○し尿処理施設「クリーンピュア阿南」において、し尿の適正な処理、施設から排出される処理水等においても安心安全な施設運営を行う。	
2-(3)			
【令和3年度】 ○施設が運転開始から21年を経過しているため、施設設備の改良・更新・修繕の施設延命化工事を行う。		【令和4年度】 ○施設設備の改良・更新・修繕の施設延命化工事を行う。	【令和5年度】 ○施設設備の改良・更新・修繕の施設延命化工事を行う。

基本政策VI 市民と共に創る持続可能なまちづくり(都市運営)

1 シティプロモーション

基本目標 1	関係人口の創出・移住につなげる情報発信の推進	基本目標 2	市外での本市の知名度アップと誘客の推進
<主要な施策> (1) SNS等を活用した継続的な阿南の魅力の発信 (2) 移住相談会等による情報発信の強化		<主要な施策> (1) 観光プロモーションの強化 (2) イメージアップキャラクター「あななん」を活用した観光PRの推進 (3) 特産品のPR (再掲) (4) 民間等と連携した本市の魅力発信	
基本目標 3	「野球のまち阿南」としてのまちづくりの推進		
<主要な施策> (1) 官民一体で行う「野球のまち阿南」のPR			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
阿南SUPタウンプロジェクト事業(再々掲)	ふるさと未来課	SUP(スタンドアップパドルボード)を活用し、交流人口・関係人口の拡大・深化を図り、「SUPタウン阿南」としてのブランドを確立すると同時に、地域経済の好循環につなげる。	
1-(1)			
【令和3年度】		【令和4年度】	【令和5年度】
ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。		ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。	ツアー、イベント、大会等を開催し、SUPタウンとして認知度を上げていく一方で、SUPを入口として官民協働でSDGsに対する意識の醸成を図る。
空き家対策推進事業(再掲)	ふるさと未来課	増加傾向にある空き家への対策として、特に移住者向けの住宅として活用するため、空き家の調査を行い、また、移住者に対して情報提供を行う。	
1-(2)			
【令和3年度】		【令和4年度】	【令和5年度】
移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。		移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。	移住希望者に正確な空き家の情報提供を行うため、徳島県住宅供給公社に空き家判定(利活用/二次調査)を委託し、空き家の現況調査や老朽度、利活用の可否等を判定する。
シティプロモーション事業	商工政策課	本市は豊かな自然と文化、産業が鮮やかに調和したまちといえる。その魅力のより一層の充実及びネットワーク化をした上で、イメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して、市外に効果的・戦略的に発信していく取組を進める。	
2-(1) 2-(2) 2-(3) 2-(4)			
【令和3年度】		【令和4年度】	【令和5年度】
市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。		市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。	市外での本市の知名度アップと誘客の推進を図るため、観光地や特産品のプロモーション活動をイメージアップキャラクター「あななん」を活用する等して実施する。
野球のまち推進事業(再掲)	野球のまち推進課	野球を産業資本と位置づけ、野球に特化したスポーツツーリズムの野球観光ツアーや、野球と地域の豊かな自然を活用したスポーツ合宿を行い県外からの集客を図る。また、市民の関心の高いイベント開催等の取組を行うことで、地域の活性化、交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。	
3-(1)			
【令和3年度】		【令和4年度】	【令和5年度】
各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。		各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。	各種野球大会、野球観光ツアー、野球合宿、市民の関心の高いイベント等を開催し、地域の活性化及び交流人口の拡大や関係人口の創出拡大を推進する。

2 市民参画

基本目標 1	市民参加による市政の推進	基本目標 2	市民との協働による地域包括ケアシステムの深化・推進
<主要な施策> (1)「出前市長」の推進 (2)外部からの視点を取り入れた事務・事業の見直し		<主要な施策> (1)「協議会」を通じた新たな資源及びサービスの開発	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
出前市長及び「市民の声」広聴事業	秘書広報課	将来本市のあるべき姿やまちづくりについて、市民と共有・協働を図るため、市内で活動するグループ等の生の声を聴く「出前市長」を開催し、市政運営に生かしていくとともに、「市民の声ポスト」等を設置し、新しいまちづくりに対する意見等を求める。	
1-(1)			
【令和3年度】 市長自ら市内各所に出向き、市内で活動するグループ等の生の声を聴く「出前市長」を開催するとともに、市役所庁舎に備えつけた「市民の声ポスト」や電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。		【令和4年度】 市長自ら市内各所に出向き、市内で活動するグループ等の生の声を聴く「出前市長」を開催するとともに、市役所庁舎に備えつけた「市民の声ポスト」や電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。	【令和5年度】 市長自ら市内各所に出向き、市内で活動するグループ等の生の声を聴く「出前市長」を開催するとともに、市役所庁舎に備えつけた「市民の声ポスト」や電子メール等により、市民等の意見を幅広く求める。
行財政改革推進事業(再掲)	行革デジタル戦略課	人口減少や少子高齢化、公共施設等の老朽化対策のほか、地方創生の実現や地震・津波対策といった新たな課題に対応しつつ、引き続き市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、歳出の更なる効率化等による行財政改革を推進し、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築する。	
1-(2)			
【令和3年度】 阿南市行財政集中改革プランを策定し、具体的な実施事業を定める。また、各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。		【令和4年度】 阿南市行財政集中改革プランの各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。	【令和5年度】 阿南市行財政集中改革プランの各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。
生活支援体制整備事業	地域共生推進課	多様な主体が地域において「介護予防・生活支援サービス」等を担うことのできる体制を構築するため、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに市内14地区に協議体を設置し、地域課題の把握や不足するサービスの創出に向けた協議等を行う。	
2-(1)			
【令和3年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。		【令和4年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	【令和5年度】 生活支援コーディネーターの活動を中心に、地域の多様な活動主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

3 行財政運営

基本目標 1	経営的視点を取り入れた行財政改革の推進	基本目標 2	健全で持続可能な行財政運営の推進
<p><主要な施策></p> <p>(1)効率的な行政を推進するための体制強化 (2)民間活力の導入による生産性及び市民満足度の向上 (3)外部からの視点を取り入れた事務・事業の見直し(再掲) (4)働き方改革の推進 (5)人口減少問題対策の推進</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)人件費や市単独事業の見直しなどによる経常的経費の縮減 (2)補助金等の整理合理化 (3)特別会計の自立性の促進 (4)公共施設等の適正規模・最適配置の推進</p>	
基本目標 3	デジタル社会の実現に向けた改革	基本目標 4	市税等の自主財源の安定的な確保
<p><主要な施策></p> <p>(1)情報システムの標準化・共通化 (2)マイナンバーカードの普及促進 (3)行政手続のデジタル化・オンライン化 (4)人工知能(AI)など先端技術の利活用 (5)セキュリティ対策の向上 (6)第5世代移動通信システム(5G)の利活用の研究 (7)IT人材の確保と育成</p>		<p><主要な施策></p> <p>(1)確実な租税債権の確保及び管理 (2)介護保険事業の適正な運営 (3)公共施設ネーミングライツ制度の導入</p>	
基本目標 5	オープン市政等の推進		
<p><主要な施策></p> <p>(1)オープンデータの推進 (2)SNS等情報発信ツールの市民周知と利用促進</p>			

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		事業内容	
年度別事業概要【下段】			
職員研修事業	人事課	研修事業により市職員として必要な基本的な資質、業務遂行能力の向上を図るとともに、時代の変化に対応できる人材の育成を目的としている。	
1-(1)		<p>【令和3年度】</p> <p>マイナンバーカード普及による給付事業等の拡充に伴い、公正かつ適正な事務処理を行えるよう、継続して職員研修に取り組む。また、労働施策総合推進法の一部改正に伴い、ハラスメント防止に対する職員意識の向上及び事業主が積極的に担うべき責務など要点を抑え、適切な事務処理に繋げる。その他、女性活躍推進、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善を図る。</p>	<p>【令和4年度】</p> <p>前年度に引き続き、マイナンバーカード普及による給付事業等の拡充に伴い、公正かつ適正な事務処理を行えるよう、継続して職員研修に取り組む。また、ハラスメント防止に対する職員意識の向上及び事業主が積極的に担うべき責務など要点を抑え、適切な事務処理に繋げる。その他、女性活躍推進、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善を図る。</p>
		<p>【令和5年度】</p> <p>前年度に引き続き、マイナンバーカード普及による給付事業等の拡充に伴い、公正かつ適正な事務処理を行えるよう、継続して職員研修に取り組む。さらに、ハラスメント防止に対する職員意識を高め、事業主が積極的に担うべき責務など要点を抑え、適切な事務処理に繋げる。その他、女性活躍推進、労働安全衛生、法令遵守等の研修を実施し、職場環境の改善、制度の浸透及び定着を図る。</p>	
行財政改革推進事業	行革デジタル戦略課	人口減少や少子高齢化、公共施設等の老朽化対策のほか、地方創生の実現や地震・津波対策といった新たな課題に対応しつつ、引き続き市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、歳出の更なる効率化等による行財政改革を推進し、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築する。	
1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4) 2-(1) 2-(2) 4-(3)		<p>【令和3年度】</p> <p>阿南市行財政集中改革プランを策定し、具体的な実施事業を定める。また、各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。</p>	<p>【令和4年度】</p> <p>阿南市行財政集中改革プランの各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。</p>
		<p>【令和5年度】</p> <p>阿南市行財政集中改革プランの各事業について進捗管理を行い、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、取組を推進する。</p>	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
介護認定審査会運営事務(再掲)	介護保険課	介護認定審査会において、要介護認定申請者の要介護度について公平かつ公正に審査・判定を行うとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員への研修を行い、要介護認定の適正化を図る。	
2-(3) 4-(2)			
【令和3年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。	【令和4年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。	【令和5年度】 介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進する。	
保険給付事業(再掲)	介護保険課	加齢による病気等で介護、機能訓練等のサービス提供が必要となった要介護者や、要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者に対して保険給付を行うことが目的となっている。 要介護者には、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供され、その費用は介護給付として給付される。 要支援者には、支援の必要の程度に応じた在宅の介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスが提供され、その費用は予防給付として給付される。 また、介護保険制度においては、所得の段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設け、これを超えた場合には、超えた額が高額介護サービス費として利用者に償還されることとなっており、過大な負担とならない仕組みとなっている。	
2-(3) 4-(2)			
【令和3年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	【令和4年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	【令和5年度】 適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促す取組を推進する。	
介護給付等費用適正化事業(再掲)	介護保険課	介護保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築することを目的に、ケアプラン点検、縦覧点検及び医療情報との突合等を実施する。	
2-(3) 4-(2)			
【令和3年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	【令和4年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	【令和5年度】 介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、介護給付等に要する費用の適正化を図る。	
公共施設等総合管理計画推進事業	行革デジタル戦略課	現在、本市で保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは費用的にも無理が生じてきているため、公共施設保有量を効率的に住民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図っていく。 また、建物系公共施設については、人口減少や財政状況を考慮して、施設規模の適正化等を図るため施設保有量(延床面積)の縮減を目標とし、インフラ資産は、必要に応じて施設のあり方を検討しコスト縮減に努める。	
2-(4)			
【令和3年度】 令和2年度に作成した阿南市建物系公共施設個別施設計画等に基づいて、阿南市公共施設等総合管理計画の見直しを行う。	【令和4年度】 阿南市建物系公共施設個別施設計画等の進捗管理、見直しを行う。	【令和5年度】 阿南市建物系公共施設個別施設計画等の進捗管理、見直しを行う。	
基幹業務システム事業	行革デジタル戦略課	住民情報システムとして、市民税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、収納、証明、国保(認定等)、学齢簿等を適切に運用し、事務の効率化及び住民サービスの向上を図る。	
3-(1)			
【令和3年度】 住民情報システムとして、税、国保、学齢簿等を適切に運用する。	【令和4年度】 住民情報システムとして、税、国保、学齢簿等を適切に運用する。	【令和5年度】 住民情報システムとして、税、国保、学齢簿等を適切に運用する。	
番号制度ネットワークシステム事業	行革デジタル戦略課	番号制度における情報連携によって、全国の団体間で情報の照会と提供が可能となったことで、窓口へ証明書を持参する必要がなくなるなど、市民の利便性向上を図るとともに、関係システムの改修等により、安定した制度運用に努める。	
3-(1) 3-(2) 3-(3)			
【令和3年度】 番号制度ネットワークシステムに係る機器等の運用管理を行う。	【令和4年度】 番号制度ネットワークシステムに係る機器等の運用管理を行う。	【令和5年度】 番号制度ネットワークシステムに係る機器等の運用管理を行う。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
自治体DX推進計画事業	行革デジタル戦略課	社会全体でデジタル化が進展する中、行政分野においても早急なデジタル化・オンライン化が求められる。AIやRPAなど先進的なデジタル技術を最大限活用することにより、業務を抜本的に見直す「自治体DX」を推進し、市民サービスの向上、業務の効率化、働き方の見直しを図る。	
3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(4) 3-(5) 3-(7)			
【令和3年度】 「自治体DX」を推進していくために、計画及び推進体制を整備する。また、関係する施策について実現可能な部分から取組を始める。	【令和4年度】 自治体DX推進計画の施策の取組について、適切に進捗管理を行い段階的に取組を推進する。	【令和5年度】 自治体DX推進計画の施策の取組について、適切に進捗管理を行い段階的に取組を推進する。	
徳島県電子自治体共同システム事業	行革デジタル戦略課	電子申請、届出システムの活用により、飼い犬の手続きやふるさと納税の受付等を行い、事務の効率化及び市民サービスの向上を図る。また、徳島県と県下市町村が共同で利用する徳島県自治体情報セキュリティクラウドに参加し、外部からの脅威に対する、より高度なセキュリティ対策を実施する。セキュリティクラウドを通して使用出来るWeb会議システムを導入し、働き方改革を推進するとともに、移動時間や交通費の削減に寄与する。	
3-(3) 5-(1)			
【令和3年度】 県と県下市町村で電子申請、セキュリティクラウド、Web会議システムを共同で運用する。	【令和4年度】 県と県下市町村で電子申請、セキュリティクラウド、Web会議システムを共同で運用する。	【令和5年度】 県と県下市町村で電子申請、セキュリティクラウド、Web会議システムを共同で運用する。	
電子自治体研究事業	行革デジタル戦略課	阿南工業高等専門学校との連携事業として、電子自治体構築に関する研究を行うとともに、職員に対するパソコン操作研修、ホームページ作成研修、情報セキュリティポリシー研修及び情報セキュリティ監査を実施し、職員のセキュリティ意識の向上や情報セキュリティの水準の維持、向上を図る。	
3-(5) 3-(7)			
【令和3年度】 職員を対象とした情報セキュリティや情報リテラシー研修を実施する。 また、情報システムのセキュリティ監査、電子自治体の構築も行う。	【令和4年度】 職員を対象とした情報セキュリティや情報リテラシー研修を実施する。 また、情報システムのセキュリティ監査、電子自治体の構築も行う。	【令和5年度】 職員を対象とした情報セキュリティや情報リテラシー研修を実施する。 また、情報システムのセキュリティ監査、電子自治体の構築も行う。	
第5世代移動通信システム(5G)利活用研究事業	行革デジタル戦略課	光ファイバーの展開や第5世代移動通信システム(5G)サービスの開始など情報通信基盤の進展を踏まえ、これらの基盤を有効に利活用しデジタル化のメリットを地域社会が享受できるよう研究する。	
3-(6)			
【令和3年度】 情報通信基盤の進展を踏まえ、これらの基盤を有効に利活用しデジタル化のメリットを地域社会が享受できるよう研究する。	【令和4年度】 情報通信基盤の進展を踏まえ、これらの基盤を有効に利活用しデジタル化のメリットを地域社会が享受できるよう研究する。	【令和5年度】 情報通信基盤の進展を踏まえ、これらの基盤を有効に利活用しデジタル化のメリットを地域社会が享受できるよう研究する。	
市税徴収対策事業	税務課	地方税法等の関係規定を遵守した租税債権の管理を適正に行うとともに、様々な徴収対策を推進することで市税収入の安定的な確保を図る。	
4-(1)			
【令和3年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。	【令和4年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。	【令和5年度】 租税債権について、地方税法等に基づく公平で公正な滞納処分及び徴収対策に取り組む。	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号			
年度別事業概要【下段】			
オープンデータ推進事業	行革デジタル戦略課	公開可能な行政データをインターネット等で利活用できるように公開し、行政の透明化の向上、市民参加の促進、民間ビジネス創造を目指す。	
5-(1)			
【令和3年度】 徳島県オープンデータポータルサイトにて、行政データを順次公開する。	【令和4年度】 徳島県オープンデータポータルサイトにて、行政データを順次公開する。	【令和5年度】 徳島県オープンデータポータルサイトにて、行政データを順次公開する。	
広報報道事業	秘書広報課	市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくために、市政の情報を市民に正確に分かりやすく伝える。そのため、さまざまな広報媒体で、行政運営を伝え、各種施策事業を効果的に広報する。	
5-(2)			
【令和3年度】 積極的な行政情報の発信により、行政に対する信頼性と相互理解を深めることで、円滑な行政運営を行う。特に、LINEやYouTubeなどSNSを活用した情報発信を促進する。	【令和4年度】 積極的な行政情報の発信により、行政に対する信頼性と相互理解を深めることで、円滑な行政運営を行う。特に、LINEやYouTubeなどSNSを活用した情報発信を促進する。	【令和5年度】 積極的な行政情報の発信により、行政に対する信頼性と相互理解を深めることで、円滑な行政運営を行う。特に、LINEやYouTubeなどSNSを活用した情報発信を促進する。	

4 広域連携

基本目標 1	定住自立圏構想の推進による南阿波定住自立圏域の活性化	基本目標 2	広域における地域包括ケアシステムの構築
<主要な施策> (1)定住自立圏共生ビジョン取組事業の推進		<主要な施策> (1)南部医療圏における在宅医療・介護連携の推進 (2)一部事務組合による共同事業の推進(老人ホーム福寿荘)	

事業名	主管課	事業内容	
関連主要施策番号		年度別事業概要【下段】	
定住自立圏構想推進事業	企画政策課	社会構造の変革の中で、基礎自治体においてもフルセット型の行政運営システムからの転換が求められている。県南部地域においては、生活に必要な都市機能を擁する中心市である本市とその周辺自治体である那賀町・美波町・牟岐町・海陽町と市町の枠組みを越えた圏域を形成し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、生活機能の維持・拡充に向けて相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図るとともに、安心・安定した暮らしを支える生活機能の充実と生活基盤の強化を見込む。	
		1-(1)	
		【令和3年度】 構成町との緊密な連携体制の下、共生ビジョンに掲載される各事業について適切に進捗管理を行い、定住自立圏構想の実現に向けて着実に取組を推進する。	【令和4年度】 構成町との緊密な連携体制の下、共生ビジョンに掲載される各事業について適切に進捗管理を行い、定住自立圏構想の実現に向けて着実に取組を推進する。
在宅医療・介護連携推進事業(再々掲)	地域共生推進課	医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築するため、各分野の専門職等による「在宅医療・介護連携推進会議」の開催や医療・介護の関係機関のネットワークの強化、市民講座の開催等を行う。	
		2-(1)	
		【令和3年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。	【令和4年度】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
福寿荘組合負担金	地域共生推進課	環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者の住まい等の確保のため本市及び那賀町が設置する老人ホーム福寿荘組合の運営に係る負担金を支出する。	
		2-(2)	
		【令和3年度】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。	【令和4年度】 老人ホーム福寿荘組合に対し、その運営に係る負担金を支出する。